

2026年1月



© JAPAN-DA

# 自動車保険

## 改定ガイドブック



# 目次

## 試算・計上・満期データ配信スケジュール

2026年1月1日以降保険始期契約におけるSJ-NET (THE クルマの保険・SGP) の保険料試算・計上は、  
**2025年10月14日(火)から可能**です。**満期データも同日に配信**します。

(注)ドライバー保険・BAPは2025年10月15日(水)から保険料試算・計上開始、ドライバー保険の満期データは2025年11月1日(土)から配信します。



<b>2026年1月自動車保険改定の全体像</b> .....	02		
<b>1 保険料・割引等の改定</b> .....	03	<b>3 販売支援</b> .....	43
1-1 保険料水準の見直し .....	04	3-1 満期更改のポイント .....	44
1-2 長期契約の保険料の引上げ .....	10	3-2 最適提案のポイント .....	47
1-3 「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更 .....	17		
1-4 「ゴールド免許割引」の改定 .....	20	<b>4 BAP改定の全体像</b> .....	52
1-5 SGPの記名被保険者年齢別料率区分の細分化 .....	21	詳細は、別冊「BAP 2026年1月自動車保険改定ガイドブック」を参照してください。	
1-6 原動機付自転車の保険料区分の細分化 .....	22	<b>5 2026年1月改定項目のまとめ</b> .....	54
1-7 「エコカー割引」の改定 .....	24		
1-8 「運転者限定特約」の改定 .....	25		
<b>2 商品・取扱規定の改定</b> .....	27		
2-1 代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定 .....	28		
2-2 ロードアシスタンス利用規約の改定 .....	31		
2-3 「故障運搬時車両損害特約」の改定 .....	34		
2-4 「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」の廃止 .....	37		
2-5 「全車両一括特約条件書」の提出不要化 .....	38		
2-6 普通保険約款<別表3>損害額算定基準の改定 .....	39		
2-7 ドライバー保険の販売終了 .....	40		
2-8 UGOKUの販売終了 .....	41		



# 2026年1月自動車保険改定の全体像

現在の損害保険業界を取り巻く環境は、物価上昇や自然災害の頻発化・激甚化により、支払保険金が増加するなど厳しい状況が続いており、こうした状況に対応するために、データを活用したリスク実態に見合う公平かつ適切な保険料を実現していきます。

2026年1月改定では、参考純率改定に伴う保険料水準の見直しに加え、お客さまニーズや社会変化を踏まえた商品・サービス品質の向上を図り、お客さまに選ばれ続ける商品を提供します。

	改定項目	概要
<p>保険料・割引等の改定</p>	<p><b>リスク実態を反映した改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料水準の見直し(P.4)</li> <li>■ 長期契約の保険料の引上げ(P.10)</li> <li>■ 「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更(P.17)</li> <li>■ 「ゴールド免許割引」の改定(P.20)</li> <li>■ SGPの記名被保険者年齢別料率区分の細分化(P.21)</li> <li>■ 原動機付自転車の保険料区分の細分化(P.22)</li> <li>■ 「エコカー割引」の改定(P.24)</li> <li>■ 「運転者限定特約」の改定(P.25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参考純率改定と物価上昇・自然災害の頻発化等を踏まえた保険料改定を実施します。</li> <li>● よりリスク実態に応じたメリハリのある保険料体系とします。</li> </ul>
<p>商品・取扱規定の改定</p>	<p><b>商品・サービス品質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定(P.28)</li> <li>■ ロードアシスタンス利用規約の改定(P.31)</li> <li>■ 「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」の廃止(P.37)</li> <li>■ 「全車両一括特約条件書」の提出不要化(P.38)</li> <li>■ 普通保険約款&lt;別表3&gt;損害額算定基準の改定(P.39)</li> <li>■ BAPの確定保険料方式への改定(P.53)</li> </ul> <p><b>補償の廃止・見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「故障運搬時車両損害特約」の改定(P.34)</li> <li>■ ドライバー保険・UGOKUの販売終了(P.40)</li> <li>■ BAPの一部特約の新規引受停止(P.53)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● わかりやすさ・補償の拡充により、商品・サービス品質の向上を図ります。</li> <li>● 一部の保険商品・補償の廃止・見直しを実施します。</li> </ul>



# 保険料・割引等の改定



## 1-1

## 保険料水準の見直し

参考純率改定に合わせ、**保険料水準の見直し**を行います。

## 1. 参考純率改定と当社の対応

- 損害保険料率算出機構では、2024年6月に保険料水準の引上げなどの参考純率の改定を行いました。
- これに伴い、当社においても参考純率改定の反映を行い、すべての用途車種において保険料改定を実施します。

参考純率とは、保険料を計算するための団体である「損害保険料率算出機構」が算出する、純保険料率のことです。  
損害保険料率算出機構は、会員である損害保険会社から集めた契約データや支払データなどを利用して、自動車保険の参考純率を算出します。  
会員の損害保険会社は自社の保険料を計算する際の参考数値として参考純率を活用することができます。

## 参考: 参考純率改定と当社の対応





## 1-1

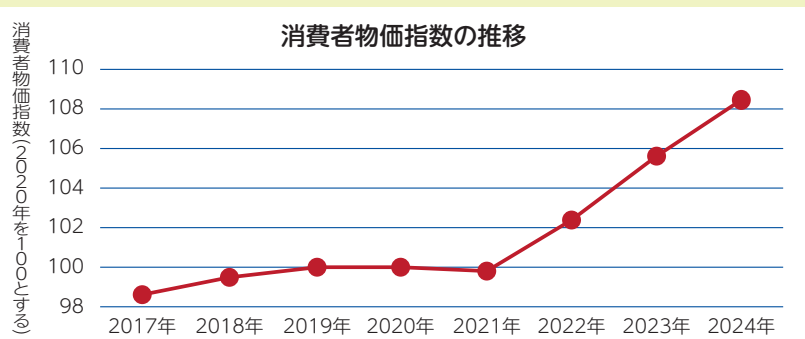
## 保険料水準の見直し

## 2. 保険料引上げの背景

- 参考純率改定と当社の直近の保険金支払実績に基づき保険料を引き上げます。
- 今回の保険料引上げの要因として、近年における車両の高性能化や物価の上昇により修理費が高騰しており、支払保険金が増加していることが挙げられます。
- また、2022年以降は大規模な雹災が毎年のように発生し、支払保険金が増加していることも、今回の保険料引上げの要因の1つです。

## 消費者物価指数の上昇

下図は、消費者が購入する財・サービスの物価の動きを表す消費者物価指数の推移であり、2022年度以降は大幅な上昇傾向にあります。自動車を修理する際の部品の価格や工賃、保険に付随するサービスの価格などについても、この消費者物価指数の動きと同様に上昇傾向にあります。

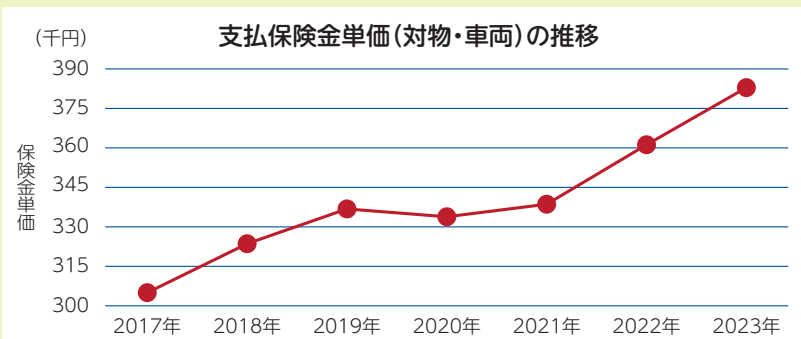


(引用:総務省消費者物価指数)

## 支払保険金単価の上昇

損害保険料率算出機構に加盟している損害保険会社の全社データにおいて、対物・車両保険の支払保険金単価の上昇傾向が確認できます。

2024年度以降も当面はこの増加傾向が継続する見込みです。



(引用:損害保険料率算出機構統計集)

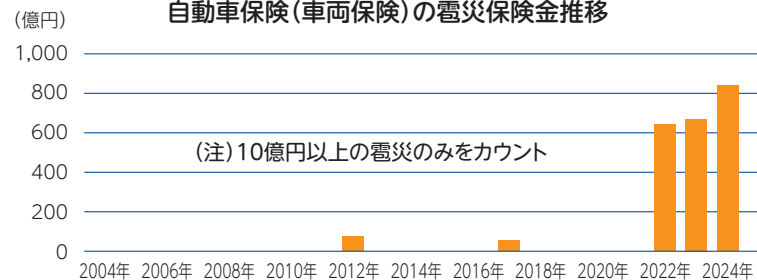
## 大規模な雹災の増加

- 近年、大規模な雹災の発生件数が増加しています。主なものは表のとおりです。
- 車両保険で支払った雹災の保険金の過去20年の推移はグラフのとおりです。2022年以降、毎年600億円超の保険金の支払いが発生しています。

<直近4年間で発生した大規模な雹災>

2022年6月2日	群馬・埼玉・福島	2024年4月16日	兵庫・滋賀
2022年6月3日	埼玉・千葉・福島	2024年6月3日	群馬
2023年7月31日	群馬	2025年4月6日	和歌山

## 自動車保険(車両保険)の雹災保険金推移



(引用:金融庁2025年 保険モニタリングレポート)



## 1-1

## 保険料水準の見直し

## 3. 保険料水準の改定の詳細

- 平均的な改定率は1年契約で約+6%、長期契約も含めた自動車保険全体では約+7.5%となります。
- 長期契約の改定傾向の詳細は「1-2 長期契約の保険料の引上げ」(10ページ以降)をご確認ください。
- 契約条件別の平均的な改定傾向は以下のとおりです。ノンフリート契約のうち約75%のご契約が保険料引上げになりますので、お客さまへの丁寧なご説明をお願いします。
- なお、旧ビッグモーター社(株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナテンの3社をいいます。)による保険金不正請求の影響については参考純率で考慮されており、当社でもそれを適切に反映したうえで改定率を決定しました。
- ドライバー保険については保険料水準の改定は行いません。

## ノンフリート契約の保険料改定傾向

THE クルマの  
保険

- 収支状況などを踏まえ、自家用普通貨物車(0.5t以下)で保険料を引下げます。その他の用途車種の保険料は引上げとなります。
- 記名被保険者の年齢別の改定傾向については次ページをご確認ください。

## SGP

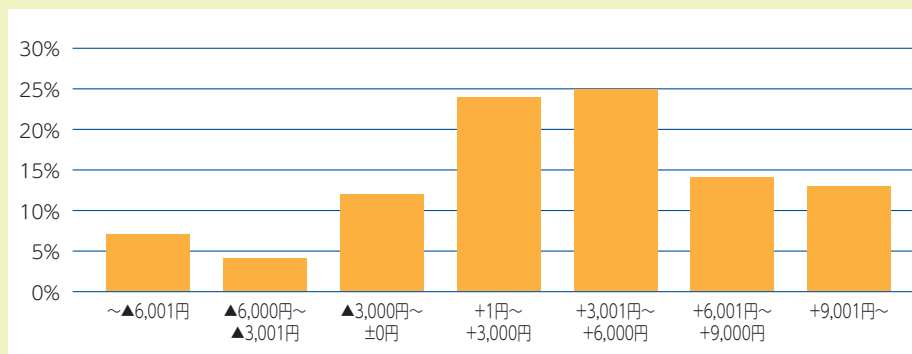
- 自家用普通貨物車(0.5t以下・2t超)、自家用小型貨物車、自家用バスで保険料を引き下げます。その他の用途車種の保険料は引上げとなります。
- 自家用軽四輪乗用車、一般原動機付自転車、営業用軽四輪貨物車、農耕作業用乗用車、普通型ダンプカー(2t以下・2t超)、小型ダンプカー、A種工作車(その他)、B種工作車は保険料の引上げ幅が大きくなる場合があります。

## フリート契約の保険料改定傾向

## SGP

- 特種用途自動車(キャンピング車)、二輪自動車、自家用普通貨物車(0.5t以下)、営業用小型貨物車、自家用バス、営業用バスで保険料を引き下げます。その他の用途車種の保険料は引上げとなります。
- 一般原動機付自転車、営業用軽四輪貨物車、農耕作業用乗用車、A種工作車(その他)、B種工作車は保険料の引上げ幅が大きくなる場合があります。

## ノンフリート契約の改定額分布(年額保険料)



(注)前契約が無事故のノンフリート契約について、ノンフリート等級進行、車両保険金額通減などを考慮し、補償改定に伴う保険料の引上げの影響を含めて算出しています。

## その他の条件の保険料の改定傾向

- 以下の条件の契約は保険料の引上げ幅が大きくなる場合があります。
- 車両保険金額500万円超:直近の収支状況を反映した影響(詳細は9ページ)
  - 車齢が122か月以上:「新車割引」の適用条件変更による影響(詳細は17ページ以降)
  - 運転免許証の色がグリーンまたはブルー:「ゴールド免許割引」の見直しによる影響(詳細は20ページ)
  - 運転者限定特約をセットした契約:割引率が縮小傾向である影響(詳細は25ページ以降)
  - 使用目的が通勤・通学使用:直近の収支状況を反映した影響



## 1-1

## 保険料水準の見直し

- THE クルマの保険の記名被保険者年齢ごとの改定傾向は以下のとおりです。

## 記名被保険者年齢ごとの保険料改定傾向

大幅な引上げ

引上げ

ほぼ据え置き

引下げ

運転者年齢条件特約	記名被保険者年齢別料率区分	改定傾向
全年齢補償または 21歳以上補償	23歳以下	
	24歳～29歳	
	30歳～39歳	
	40歳～49歳	
	50歳～54歳	
	55歳～59歳	
	60歳～64歳	
	65歳～69歳	
	70歳～74歳	
	75歳～79歳	
	80歳～84歳	
	85歳以上	

運転者年齢条件特約	記名被保険者年齢別料率区分	改定傾向
26歳以上補償または 35歳以上補償	29歳以下	
	30歳～39歳	
	40歳～49歳	
	50歳～54歳	
	55歳～59歳	
	60歳～64歳	
	65歳～69歳	
	70歳～74歳	
	75歳～79歳	
	80歳～84歳	
	85歳以上	



## 1-1

## 保険料水準の見直し

## 4. 各種特約保険料の見直し

- 直近の収支状況を踏まえ、各種特約保険料を見直します。

## 代表的な特約保険料例(年額保険料)

		改定前	改定後	改定額
代車費用特約 (改定前名称:代車等諸費用特約)	事故時30日型	10,452円	13,140円	+2,688円
	15日型	7,980円	8,760円	+780円
個人賠償責任特約		2,052円	1,944円	▲108円
弁護士費用特約	自動車事故限定型	3,996円	3,468円	▲528円
	日常生活・自動車事故型	6,300円	5,880円	▲420円
ロードアシスタンス等諸費用特約(改定前名称:ロードアシスタンス特約)		2,868円	4,008円	+1,140円
車両新価特約	自家用普通乗用車/自家用小型乗用車	2,112円	5,256円	+3,144円
	自家用軽四輪乗用車	2,040円	5,928円	+3,888円

(注)「代車費用特約」、「ロードアシスタンス等諸費用特約」については名称の変更があるため、改定前の名称を併記しています。詳細は28ページ以降を参照してください。

## 【契約条件】

- 保険種類:THE クルマの保険 ●等級:14等級 ●事故有係数適用期間:0年 ●車両料率クラス:7(自家用軽四輪乗用車の場合は4) ●運転免許証の色:ゴールド
- 使用目的:日常・レジャー使用 ●運転者年齢条件:35歳以上補償 ●記名被保険者年齢:40歳 ●保険期間:1年 ●払込方法:一括払 ●代車費用特約の代車日額:7,000円
- 初度登録年月:2026年1月 ●車両保険金額・新車価格相当額:300万円(自家用軽四輪乗用車の場合は150万円)

- 「故障運搬時車両損害特約」については、支払限度額の引下げや直近の収支状況を踏まえて特約保険料を改定します。詳細は34ページ以降を参照してください。
- 上表に記載されていない特約についても保険料の見直しを行います。が、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約(Driving!)」および「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」など一部の特約は、特約保険料に変更はありません。



## 1-1

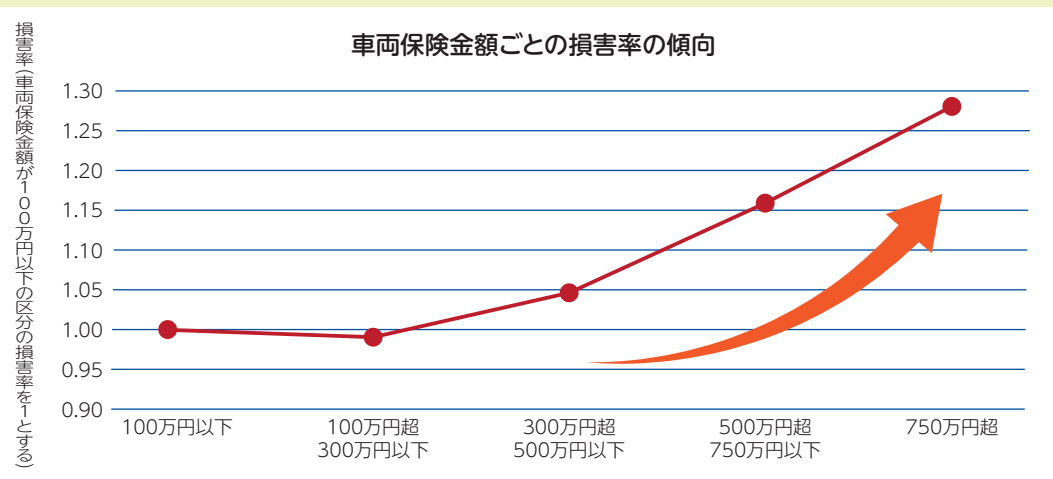
## 保険料水準の見直し

## 5. 車両保険金額に応じた保険料の見直し

- 車両保険金額によって損害率に大きな差が見られることから、車両保険金額に応じた保険料の見直しを行います。
- 特に損害率の悪い車両保険金額500万円超の区分の保険料をより大きく引上げることで、直近のリスク実態に見合った保険料水準とします。

## 改定の背景

当社の保険金支払実績において、車両保険金額が高い区分(500万円超)の損害率が高くなっています。



## 車両保険金額別の改定傾向

↑ 大幅な引上げ    ↗ 引上げ

車両保険金額	改定傾向
100万円以下	↗
100万円超300万円以下	↗
300万円超500万円以下	↗
500万円超750万円以下	↑
750万円超	↑

## リース係数等の改定

参考純率改定に合わせた保険料水準の見直しに伴い、リース会社固有の設定内容に変更がない場合でも、リース係数等に変更が生じる場合があります。リース係数等の変更により、「リースカーの車両費用特約」をセットした契約において、保険料が変更となる可能性がありますのでご注意ください。



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

長期契約について、**保険料の引上げ**を行います。

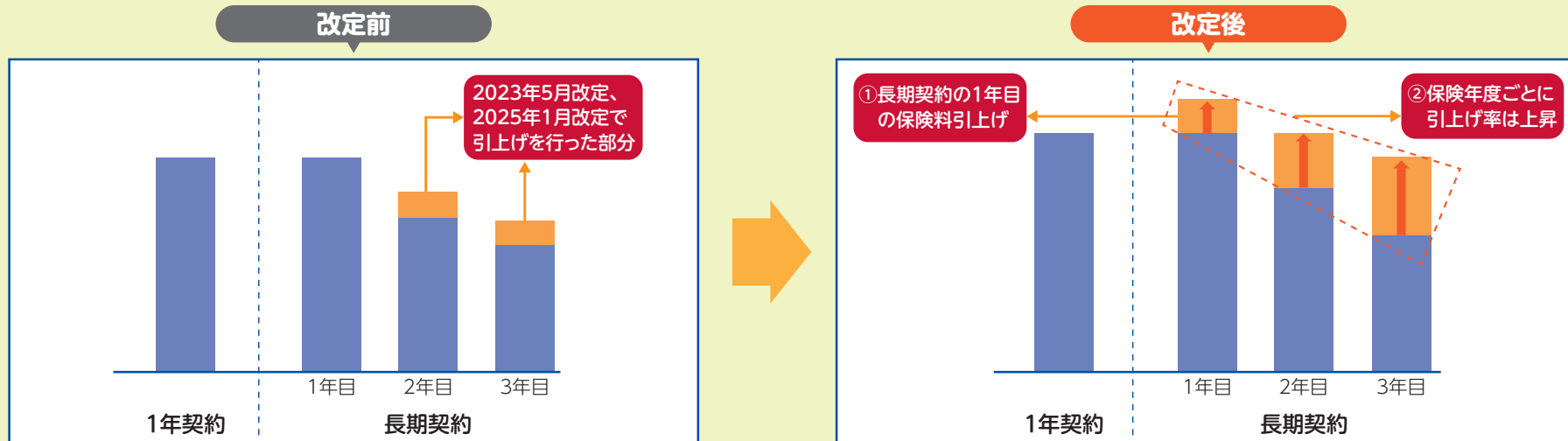
## 1. 概要

長期契約は1年契約と比較して、将来における自然災害の頻発化・激甚化などの不確実性がより高まります。また、昨今のインフレや車両高性能化による支払保険金単価の上昇傾向は、今後もしばらく継続することが想定されることから、第1保険年度を含むすべての保険年度の保険料を引き上げます。

主な変更点は以下①②のとおりです。

- ①改定前は、第2保険年度以降の保険料のみ引き上げていましたが、今回の改定では第1保険年度の保険料を含めて引き上げます。  
これにより、長期契約の第1保険年度の保険料は1年契約の保険料より高くなります。
- ②各保険年度の引上げ率は、第1保険年度<第2保険年度<第3保険年度となり、第2保険年度以降の保険料が前年度より高くなる場合があります。  
特に20等級の契約はこれ以上等級が進まないため、第2保険年度以降の保険料が高くなるケースが多くなります（詳細は12ページ）。

## (参考)長期契約の保険料の引上げイメージ





## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

## 2. 改定傾向

## 長期契約の各保険年度の保険料の引上げ率

長期契約 例: 保険期間3年	各保険年度の保険料の引上げ率	
	第1保険年度 < 第2保険年度 < 第3保険年度	

## 1年契約(3年間無事故)と比較した長期分割払契約(3年)の各保険年度ごとの保険料

保険年度	1年契約(3年間無事故)と比較した長期分割払契約(3年)の各保険年度ごとの保険料	
	改定前	改定後
第1保険年度	同一	高い
第2保険年度	高い*	高い
第3保険年度	高い*	高い

※20等級の場合を除きます。

## 1年契約(3年間無事故)と比較した長期分割払契約(3年)の保険料総額

契約時の等級	改定前		→	改定後	
	1年契約(3年間無事故)と比較した長期分割払契約(3年)の保険料総額			1年契約(3年間無事故)と比較した長期分割払契約(3年)の保険料総額	
	事故有係数適用なし*	事故有係数適用あり*		事故有係数適用なし*	事故有係数適用あり*
20等級	ほぼ同等	高い		高い	高い
上記以外	高い	高い		高い	高い

※契約時の事故有係数適用期間が0年となる場合を「事故有係数適用なし」、契約時の事故有係数適用期間が1～6年となる場合を「事故有係数適用あり」としています。

(注1) 改定前の時点で「高い」になっている区分についても、保険料の引上げを行うため、保険料差がより大きくなります。

(注2) 1年契約(3年間無事故)の場合は、今後の商品改定や料率クラス、各種割増引率の見直しにより保険料は変動するため、現時点の保険料水準をもとに計算した保険料での比較となります。



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ



POINT!

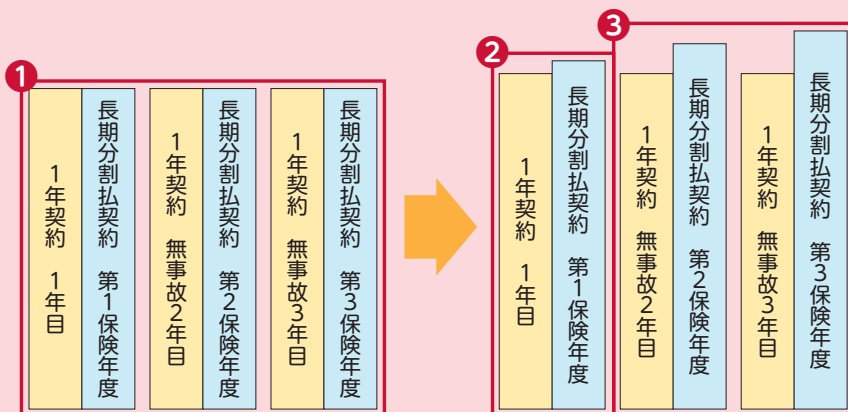


改定のポイントは以下のとおりです。

## 20等級の改定イメージ

改定前

改定後

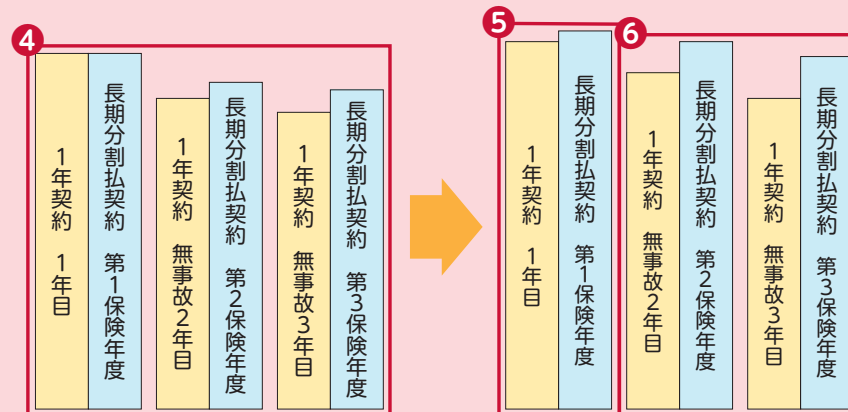


- 20等級の場合、改定前は長期分割払契約と1年契約の保険料をほぼ同等としていました。
- 第1保険年度の保険料が1年契約より高くなります。
- 20等級であっても第2保険年度以降は前年度よりも保険料が上がります。

## 20等級以外の改定イメージ

改定前

改定後



- 20等級以外の場合、改定前から長期分割払契約の第2保険年度以降は1年契約よりも保険料が高くなるように設定していましたが、第1保険年度の保険料は1年契約と同じでした。
- 20等級と同様に第1保険年度の保険料が1年契約より高くなります。
- 第2保険年度以降は前年度よりも保険料が下がるケースが多いですが、等級によっては上がる場合があります。

(注) 上記の改定イメージは車両保険金額等の条件が前契約と同等と仮定したものです。実際には車両保険金額の減少などが考えられるため、例えば20等級であっても必ずしも第2保険年度以降の保険料が上がるとはかぎりません。



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

## 3. お客さま対応について

- 本改定により、すべての契約において長期分割払契約の1年度目保険料が1年契約よりも高くなります。
- それぞれの保険期間の特徴を比較し、お客さまのニーズに応じた最適なプランをご案内ください。

項目	1年契約	長期分割払契約(保険期間3年の場合)	参考情報
1年度目の保険料	長期分割払契約よりも安い	1年契約より高い	詳細は10~12ページ
ゴールド免許割引	16%割引	14%割引	詳細は20ページ
改定の反映	1年に1回の更改時	3年に1回の更改時	詳細は4ページ (参考純率改定と当社の対応)
事故発生時の適用等級の反映タイミング	1年に1回の更改時に等級ダウン	3年に1回の更改時に等級ダウン	1年契約と長期契約では、等級や事故有期間の決定方法が異なります。 お客さまにご説明時には下記チラシをご活用ください。 ノンフリート等級別料率制度のポイントチラシ 印刷物番号:402936
事故発生時の事故有係数適用期間の反映タイミング	1年に1回の更改時に事故有係数適用期間が適用される	3年に1回の更改時に事故有係数適用期間が適用される	



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

## 4. 見積書・満期帳票への参考保険料表示

長期分割払契約の1年度目と保険期間が1年の場合の保険料を比較し、お客さまに選択いただけるように、見積書と満期帳票に以下の参考保険料を表示します。本ガイドブックで保険料改定の背景や内容をご理解いただき、各帳票を活用してお客さまへより丁寧なご説明をお願いします。

## ① 見積書

- 2026年1月以降保険始期のノンフリート契約において、「見積書作成」画面\*から出力する3プラン見積書に「【参考】保険期間が1年の場合」の項目を新設します。  
\*明細付契約の場合、各明細の保険設計画面にある「見積書作成」ボタンから遷移する画面をいいます。
- 長期分割払契約\*で設計したプランにかぎり、以下の参考保険料を表示します。  
\*払込方法が分割払(長期月払)、分割払(長期年払)、団体扱・集団扱(長期月払)、団体扱・集団扱(長期年払)の契約をいいます。

## 保険料

長期分割払契約の払込方法とノンフリート多数割引の適用可否により、下表のとおり読み替えて、保険期間が1年の場合の保険料を表示します。

長期分割払契約		【参考】保険期間が1年の場合	
払込方法	ノンフリート多数割引	払込方法	表示する保険料
分割払(長期月払)	適用なし	分割払(月払)	各回保険料
	適用あり	分割払(割引あり)	各回保険料
分割払(長期年払)	問わず	一括払	合計保険料
団体扱・集団扱(長期月払)		団体扱・集団扱(月払)	各回保険料
団体扱・集団扱(長期年払)		団体扱・集団扱(一括払)	合計保険料

## 長期分割払契約の保険料(1年度目)との差額

「長期分割払契約の保険料(1年度目)」と「【参考】保険期間が1年の場合」の合計保険料もしくは各回保険料の差額を表示します。



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

## ② 満期帳票

- 2026年4月以降満期契約において、安心更新案内P.4またはおおすすめ提案書2枚目に記載されているおおすすめプラン1～3のいずれかが長期分割払契約\*の場合、新設する「<参考プラン保険料>保険期間が1年の場合」欄に参考保険料を表示します。  
読み替える払込方法と表示する保険料については、「① 見積書 (14ページ)」と同様です。  
なお、長期分割払契約\*に該当するおおすすめプランについてのみ参考保険料を表示します。  
マイページで閲覧する、安心更新案内(Web)においても同様に表示します。  
ただし、安心更新案内(Web)については、2026年4月以降満期契約を対象とし、2026年3月以降に画面表示する予定です。

\*払込方法が分割払(長期月払)、分割払(長期年払)、団体扱・集団扱(長期月払)、団体扱・集団扱(長期年払)の契約をいいます。

(注1) 満期帳票においては、「長期分割払契約の保険料(1年度目)との差額」は表示しません。

(注2) 「<参考プラン保険料>保険期間が1年の場合」欄に参考保険料を表示する契約の場合、「免許証の色がブルー⇄ゴールド」の参考保険料は安心更新案内およびおおすすめ提案書の「更新時にご留意いただきたい点」の「保険料について」欄に表示します。ただし、おおすすめプラン1(前年同等条件)の保険料についてのみ表示します。

<メッセージ表示例>払込方法が分割払(長期年払)かつおおすすめプラン1(前年同等条件)がブルー免許の場合

おおすすめプラン1(前年同等条件)の免許の色がゴールドの場合、参考保険料は1年度目〇〇円、2年度目●●円、3年度目◎◎円です。

- 上記の「<参考プラン保険料>保険期間が1年の場合」欄に参考保険料が表示される条件に該当する場合のみ、安心更新案内およびおおすすめ提案書の「更新時にご留意いただきたい点」の「保険料について」欄に注意喚起のメッセージを表示します。  
表示される注意喚起のメッセージは、おおすすめプラン1(前年同等条件)の払込方法により異なります。

<メッセージ表示例>払込方法が分割払(長期年払)

- ・長期契約の1年度目の保険料は1年契約の保険料より高くなります。
- ・【保険期間が1年の場合】おおすすめプラン1(前年同等条件)を1年契約にて継続した場合の参考保険料は、〇〇円です。
- ・【保険期間が1年の場合】おおすすめプラン2を1年契約にて継続した場合の参考保険料は、●●円です。
- ・【保険期間が1年の場合】おおすすめプラン3を1年契約にて継続した場合の参考保険料は、◎◎円です。
- ・【要注意】【保険期間が1年の場合】参考保険料は、払込方法を「一括払」にした場合の合計保険料を表示しています。

(注) 上記「・長期契約の1年度目の保険料は1年契約の保険料より高くなります。」のメッセージにかぎり、2026年3月以前満期契約でも表示されます。



## 1-2

## 長期契約の保険料の引上げ

## ③ 見積書・満期帳票の表示内容改定のリリース時期・対象満期月

## &lt;リリース時期&gt;

見積書・満期帳票の表示内容改定のリリース時期・対象満期月は以下を予定しています。

対象帳票	リリース時期・対象満期月
3プラン見積書	2025年12月予定
満期帳票 <安心更新案内(書面・Web)・おすすめ提案書>	2026年4月満期分(2026年1月配信の初回満期データ)から表示予定 (注)安心更新案内(Web)のみ、2026年3月のシステムリリース以降から画面に表示されます。

詳細なリリース日および内容等は別途改めてご案内します。

## &lt;リリース前の代替手段&gt;

見積書・満期帳票のリリース前や参考保険料の表示が対象外の満期月分で、保険期間が1年の場合との保険料の比較の提示が必要な場合は、3プラン試算において、プラン別に保険期間の設定が可能ですのでご活用ください。

すでに設計しているプラン1~3を維持したまま、保険期間を1年とした場合の保険料を算出する場合は、「追加設計・満期初回」ボタンから保険期間を1年に変更して保険設計を行います。

2026年1月~3月満期契約の満期帳票には保険期間が1年の場合の参考保険料は表示されないため、上記代替手段等を用いてのお客さまへの丁寧な説明をお願いします。

POINT!



## 参考として表示する保険料を1年分とした理由

昨今のインフレ環境の継続により、今後も保険料の値上げを伴う商品改定をおこなう可能性があります。

長期分割払契約の2年度目・3年度目に対応する保険料を契約時に提示することは、不確定な保険料をご案内することになり、かえってお客さまに誤解を与えかねないため、試算時点で確実な保険料をご案内できる「保険期間を1年とした保険料」のみを表示します。



## 1-3

## 「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更

## 「新車割引」の適用条件を変更し、割引名称を「車齢別割引」に変更します。

(注) 車齢とは、自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、保険期間の初日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとの初日)の属する月までの経過月数をいいます。

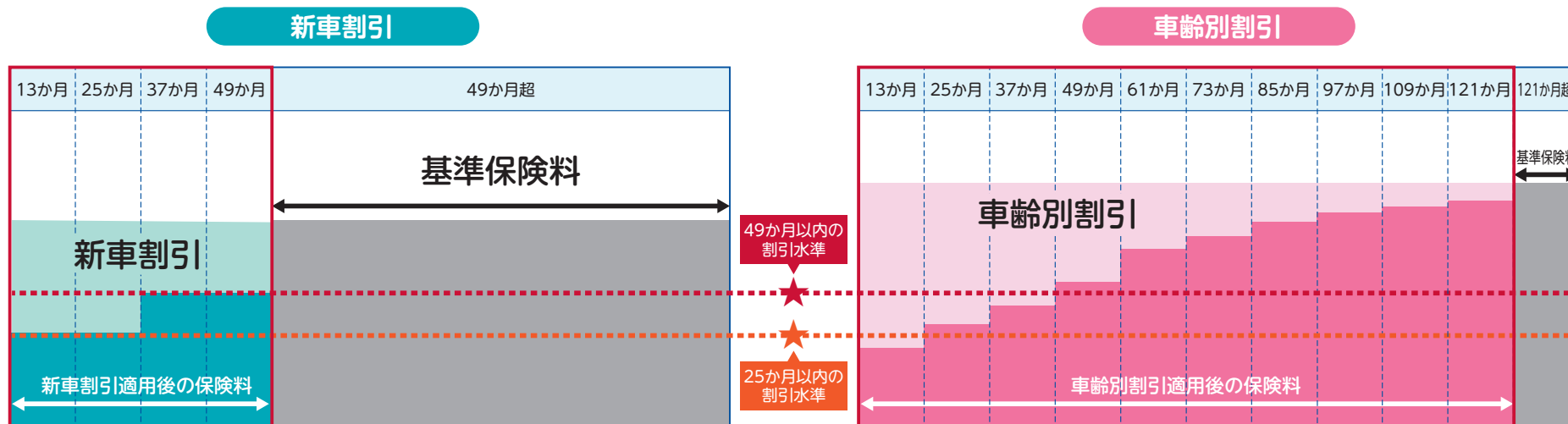
## 1. 概要

- 直近の支払保険金実績において、車齢が121か月以内か121か月超かによって大きなリスク較差が見られることを踏まえて、「新車割引」の適用条件を車齢49か月以内から121か月以内に変更します。なお、割引率はご契約自動車の用途車種、車齢および適用等級によって異なります。
- これに伴い、割引名称を「新車割引」から「車齢別割引」に変更します。

## 2. 割引率の算出方法

- 改定前の「新車割引」は、車齢49か月超の保険料を基準とした割引率を算出していました。
- 改定後の「車齢別割引」は、車齢121か月超の保険料を基準とした割引率を算出しているため、割引率は改定前後で大きく異なります。
- なお、車齢0～49か月以内の場合に適用する割引の水準は「新車割引」と「車齢別割引」で大きな差異はありません。

<保険料イメージ図>



(注) 上記の保険料イメージは、「車齢別割引」以外の改定の影響を含めずに記載したイメージ図です。実際には保険料水準の引上げ等の今回の改定影響を受けるため、保険料実額は改定前と比較して引上げ傾向となります。



## 1-3

## 「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更

## 3. 割引率

「車齢別割引」の割引率は以下のとおりです。

## ① 自家用3車種（構内専用車および外務省登録自動車を除く）

## 自家用普通乗用車および自家用小型乗用車

等級区分	車齢	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
6(S)*	13か月以内	15%	36%	55%	31%
	14か月以上25か月以内	15%	35%	50%	30%
	26か月以上37か月以内	10%	33%	50%	30%
	38か月以上49か月以内	9%	31%	45%	29%
	50か月以上61か月以内	4%	6%	19%	2%
	62か月以上73か月以内	3%	5%	16%	2%
	74か月以上85か月以内	3%	4%	13%	1%
	86か月以上97か月以内	2%	3%	9%	1%
	98か月以上109か月以内	1%	2%	6%	1%
110か月以上121か月以内	1%	1%	3%	1%	
上記以外	13か月以内	11%	14%	36%	5%
	14か月以上25か月以内	11%	13%	29%	4%
	26か月以上37か月以内	6%	10%	29%	3%
	38か月以上49か月以内	5%	8%	22%	3%
	50か月以上61か月以内	4%	6%	19%	2%
	62か月以上73か月以内	3%	5%	16%	2%
	74か月以上85か月以内	3%	4%	13%	1%
	86か月以上97か月以内	2%	3%	9%	1%
	98か月以上109か月以内	1%	2%	6%	1%
110か月以上121か月以内	1%	1%	3%	1%	

## 自家用軽四輪乗用車

等級区分	車齢	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
6(S)*	13か月以内	38%	38%	55%	35%
	14か月以上25か月以内	38%	37%	50%	34%
	26か月以上37か月以内	33%	34%	50%	34%
	38か月以上49か月以内	31%	32%	45%	34%
	50か月以上61か月以内	6%	8%	19%	6%
	62か月以上73か月以内	5%	7%	16%	5%
	74か月以上85か月以内	4%	6%	13%	4%
	86か月以上97か月以内	3%	4%	9%	3%
	98か月以上109か月以内	2%	3%	6%	2%
110か月以上121か月以内	1%	1%	3%	1%	
上記以外	13か月以内	17%	18%	28%	8%
	14か月以上25か月以内	17%	17%	25%	7%
	26か月以上37か月以内	10%	13%	21%	7%
	38か月以上49か月以内	7%	10%	16%	7%
	50か月以上61か月以内	6%	8%	13%	6%
	62か月以上73か月以内	5%	7%	11%	5%
	74か月以上85か月以内	4%	6%	9%	4%
	86か月以上97か月以内	3%	4%	7%	3%
	98か月以上109か月以内	2%	3%	5%	2%
110か月以上121か月以内	1%	1%	2%	1%	



## 割引率と保険料影響について

- 「新車割引」と「車齢別割引」は、それぞれ算出の基準が異なります。
- なお、実際の保険料については、参考純率改定の影響により、割引率の大小に関わらず全体的に改定前と比較して引上げとなります。

※事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、事故有係数適用期間が0年以外の場合は上記以外欄の割引率を適用します。

(注1) 構内専用車および外務省登録自動車以外で、自動車検査証などに記載がなく、初度登録年月または初度検査年月が不明である場合は、この割引率は適用できません。

(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否と適用区分を判定します。

6(S)等級の長期契約は、第1保険年度のみ、6(S)等級欄の割引率を適用し、第2保険年度以降は上記以外欄の割引率を適用します。

(注3) ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料にはこの割引が適用されません。



## 1-3

## 「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更

## ② 構内専用車および外務省登録自動車

構内専用車および外務省登録自動車の場合は、契約自動車の用途車種および適用等級に応じた割引率を、車齢によらず適用します。

## 自家用普通乗用車および自家用小型乗用車

等級区分	割引率			
	区分			
	対人	対物	傷害	車両
6(S)*	3%	1%	4%	1%
上記以外	3%	1%	4%	1%

## 自家用軽四輪乗用車

等級区分	割引率			
	区分			
	対人	対物	傷害	車両
6(S)*	7%	3%	1%	4%
上記以外	7%	3%	1%	4%

※事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、事故有係数適用期間が0年以外の場合は上記以外欄の割引率を適用します。

(注1) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否と適用区分を判定します。

6(S)等級の長期契約は、第1保険年度のみ、6(S)等級欄の割引率を適用し、第2保険年度以降は上記以外欄の割引率を適用します。

(注2) ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料にはこの割引が適用されません。



## 構内専用車および外務省登録自動車の見積書作成時における注意点

「車齢別割引」の適用は、以下の項目により自動判定していますが、これらは見積書作成時には入力必須項目ではありません。

- ・構内専用車：構内専用車欄のチェック
- ・外務省登録自動車：契約自動車の登録番号

したがって、見積書作成後にこれらを入力することにより、入力前見積書から保険料が変わる可能性がありますので、ご注意ください。



## 1-4

## 「ゴールド免許割引」の改定

「ゴールド免許割引」の割引率を**保険期間別に細分化**します。

## 1. 改定の内容

- 「ゴールド免許割引」の割引率を、保険契約締結時の保険期間別（1年～9年）に細分化します。
- 「運転者限定特約（本人）」のセット有無により、「ゴールド免許割引」の割引率に差を設けていましたが、これを廃止し、「運転者限定特約」の区分を問わず一律の割引率とします。
- 本改定の結果、保険期間が1年以下の契約においては、「運転者限定特約」のセット有無を問わず、「ゴールド免許割引」の割引率が拡大します。
- なお、長期契約の場合は、保険期間に応じた割引率をすべての保険年度に適用します。

## 2. 改定前後の割引率

「ゴールド免許割引」の割引率は以下のとおりです。

改定前				改定後			
保険期間	運転者限定特約（本人）	運転者限定特約（本人・配偶者）	運転者限定特約セット無し	保険期間	運転者限定特約（本人）	運転者限定特約（本人・配偶者）	運転者限定特約セット無し
問わず	15%	12%		1年以下		16%	
				1年超2年以下		15%	
				2年超3年以下		14%	
				3年超4年以下		13%	
				4年超5年以下		12%	
				5年超6年以下		11%	
				6年超7年以下		10%	
				7年超8年以下		10%	
				8年超9年以下		9%	



## お客さまへ説明する際のポイント

- ・本人限定の「ゴールド免許割引」対象契約において、保険期間が1年以下の契約は**割引率が拡大**します。
- ・本人限定以外の「ゴールド免許割引」対象契約において、保険期間が4年以下の契約は**割引率が拡大**します。
- ・長期契約における保険契約締結時の保険期間に応じた割引率は、すべての保険年度に適用します。（例：3年契約であればすべての保険年度で一律14%の割引適用となります。）
- ・保険期間の途中で、記名被保険者を別の者に変更する場合は、変更後の記名被保険者が変更日時時点で保有している運転免許証の色がゴールドである場合にかぎり、変更後の保険料に保険契約締結時の保険期間に応じた割引率を適用します。



## 1-5

## SGPの記名被保険者年齢別料率区分の細分化

参考純率改定に伴い、**記名被保険者年齢別料率区分を細分化**します。

- 運転者年齢条件「26歳以上補償」の契約における記名被保険者年齢別料率区分について、「60歳～69歳」、「70歳以上」の区分を「60歳～64歳」、「65歳～69歳」、「70歳～74歳」、「75歳以上」の区分に細分化します。

## SGPの記名被保険者年齢別料率区分

## 改定前

全年齢補償または21歳以上補償	26歳以上補償
記名被保険者年齢別料率区分	
—	29歳以下 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～59歳 <b>60歳～69歳</b> <b>70歳以上</b>



## 改定後

全年齢補償または21歳以上補償	26歳以上補償
記名被保険者年齢別料率区分	
—	29歳以下 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～59歳 <b>60歳～64歳</b> <b>65歳～69歳</b> <b>70歳～74歳</b> <b>75歳以上</b>



## THE クルマの保険の記名被保険者年齢別料率区分

今回の改定による変更はありません。(2025年1月改定で細分化しています。)

全年齢補償または21歳以上補償	26歳以上補償または35歳以上補償
記名被保険者年齢別料率区分	
23歳以下 24歳～29歳 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～54歳 55歳～59歳 60歳～64歳 65歳～69歳 70歳～74歳 75歳～79歳 80歳～84歳 85歳以上	29歳以下 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～54歳 55歳～59歳 60歳～64歳 65歳～69歳 70歳～74歳 75歳～79歳 80歳～84歳 85歳以上



# 1-6

## 原動機付自転車の保険料区分の細分化

用途車種区分が「**一般原動機付自転車**」と「**特定小型原動機付自転車**」の契約は保険料区分が同一でしたが、参考純率改定を踏まえ、**リスク実態に応じた保険料区分となるように細分化**します。



### 2025年1月改定

道路交通法改正に伴い、用途車種を細分化しました(保険料区分は同一)。

用途車種名	用途車種コード	用途車種名	用途車種コード
原動機付自転車	79	一般原動機付自転車	79
		特定小型原動機付自転車	75

### 2026年1月改定

参考純率改定を踏まえ、リスク実態に応じた保険料へ細分化します。

用途車種名	用途車種コード	保険料
一般原動機付自転車	79	↑ 大幅な引上げ
特定小型原動機付自転車	75	↗ 引上げ

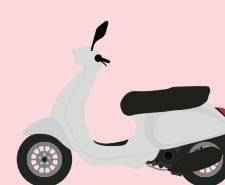


### 「特定小型原動機付自転車」とは

「特定小型原動機付自転車」とは、「原動機付自転車」のうち車体の大きさおよび構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しない車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいます。

また、電動キックボードは下表の条件により「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」のどちらに該当するかを判定します。

交付される標識(ナンバープレート)も下図のとおり異なります。



一般原動機付自転車のイメージ図

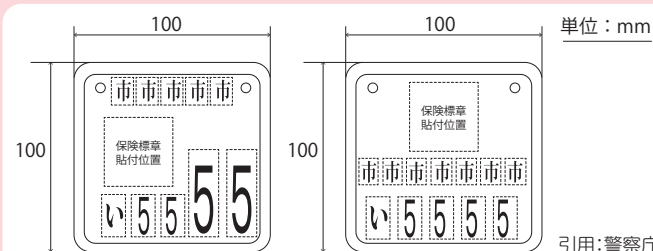


特定小型原動機付自転車のイメージ図

#### <「原動機付自転車」の区分>

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	特定小型原動機付自転車以外のもの
定格出力	0.6KW以下	
長さ	190cm以下	
幅	60cm以下	
高さ	—	

#### <「特定小型原動機付自転車」に取り付けることとされている標識>



引用:警察庁ホームページ



## 満期時の読み替え

前契約が2024年12月以前始期で用途車種が「原動機付自転車」の契約は、「一般原動機付自転車」へ移行する契約が大半のため、更改後契約が2025年1月以降始期となるすべての契約において、満期時に「一般原動機付自転車」とみなして読み替えを実施します。なお、用途車種確認のために安心更新サポート対象契約を自動更新中止とする対応は行いません。2026年1月以降始期契約より、「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」の保険料が異なるため、満期更改時に改めて用途車種が正しいか確認する必要があります。

用途車種名	用途車種コード	用途車種名	用途車種コード
原動機付自転車	79	一般原動機付自転車	79

## 満期管理・顧客接点一覧画面の「特記事項」の表示内容

以下のように表示されます。

【区分】契約内容確認

【内容】用途車種が正当か確認要（一般原付／特定小型原付）

**特記事項**

顧客名	種目 保険種類	証券番号	期日・保険期間
	自動車 SGP NF		2025/05/19・1年

更改手続時に事前準備・注意が必要な項目です。内容を確認のうえ更改手続を行ってください。  
(注) 満期データ配信時の内容となります。

区分	内容
商品改定	商品改定
契約内容確認	用途車種が正当か確認要（一般原付／特定小型原付）
更改時留意	ノンフリート契約かつ、前年保険料<プラン1（前年同等条件）保険料

OK

## 安心更新案内・おすすめ提案書

前契約の用途車種が「原動機付自転車」の場合、安心更新案内・おすすめ提案書の「おすすめプランに関するご注意」欄に以下メッセージを表示します。

## 【表示メッセージ】

- ・用途車種「原動機付自転車」は、「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化を実施し、本契約は「一般原動機付自転車」と読み替えています。
- ・用途車種区分が「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、ご契約の用途車種を変更する必要があるため、取扱代理店までご連絡ください。

## 保険設計時に表示されるメッセージ

保険設計時のエラーメッセージ	マイページ・Clickarのお手続き画面に表示される注意喚起メッセージ
S1E1849:前契約が2024年12月以前始期契約で、用途車種が「一般原動機付自転車」の場合、「特定小型原動機付自転車」に該当しないかを確認してください。	ご契約の用途車種が一般原動機付自転車ですが、実際のご契約の自動車特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の場合は、保険料が異なる可能性があるためお手続きできません。用途車種の確認が必要なため、取扱代理店へお問い合わせください。



1-7

# 「エコカー割引」の改定

## 「エコカー割引」の割引率を縮小します。

### 1. 背景

- 環境に優しいエコカー(電気自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車)の普及促進を目的として「エコカー割引」を設定していました。
- 近年では、国内乗用車販売に占めるエコカーの割合が50%を超えており、エコカーとエコカー以外とで事故リスクに大きな差がないことから、保険契約者間の公平性を保つために「エコカー割引」の割引率を縮小します。

### 2. 改定の内容

下記のとおり、割引率を縮小します。

	改定前	改定後
エコカー割引	3%	1.5%

(注)「エコカー割引」と「福祉車両割引」の適用条件をいずれも満たす場合は、「福祉車両割引」のみ適用することとしています。本規定の変更はありません。  
また、「福祉車両割引」の割引率に変更はありません。




## 1-8

## 「運転者限定特約」の改定

## 「運転者限定特約」の割引率を改定します。

THE クルマの保険において、「運転者限定特約」をセットすることによるリスク低減効果は、記名被保険者の年齢によって異なります。これを踏まえ、リスクに見合った保険料を設定できるように、「運転者限定特約」の割引率を年齢によって細分化します。SGPについては、参考純率改定を踏まえ、割引率を見直します。

対象	改定の内容
THE  クルマの保険	「運転者限定特約」の割引率を、「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲ごとに、「運転者年齢条件特約」の区分および保険期間の初日（長期契約の場合は各保険年度の初日）時点における記名被保険者の年齢に応じた割引率に改定します。
SGP	「運転者限定特約」の割引率を改定します。

THE  のみ

保険期間の途中で記名被保険者の変更をする場合や「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲または「運転者年齢条件特約」の区分を変更する場合（「運転者限定特約」または「運転者年齢条件特約」を追加する場合があります。）の取扱い

(ア) 保険期間の途中で記名被保険者の変更をする場合

「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲ごとに、「運転者年齢条件特約」の区分および「記名被保険者の変更日」時点\*における変更後の記名被保険者の年齢に応じた割引率を適用します。

\*長期契約の場合、記名被保険者の変更日が属する保険年度の翌保険年度以降は、各保険年度の初日時点とします。

(イ) 保険期間の途中で記名被保険者は変更せず、「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲または「運転者年齢条件特約」の区分を変更する場合（「運転者限定特約」または「運転者年齢条件特約」を追加する場合があります。ただし、(ウ)は除きます。）

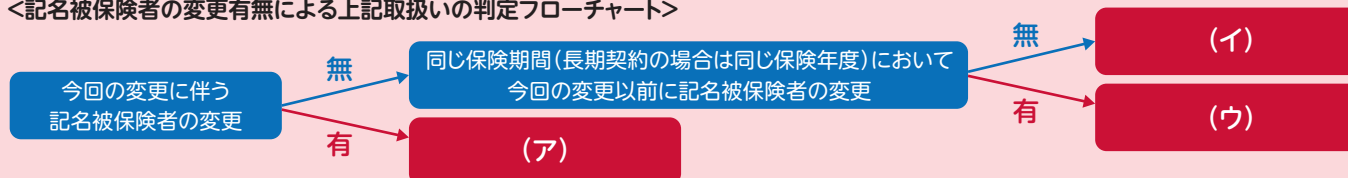
「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲ごとに、「運転者年齢条件特約」の区分および「保険期間の初日（長期契約の場合は各保険年度の初日）」時点における記名被保険者の年齢に応じた割引率を適用します。

(ウ) 記名被保険者を変更した後、同じ保険期間（長期契約の場合は同じ保険年度）において、「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲または「運転者年齢条件特約」の区分を変更する場合（「運転者限定特約」または「運転者年齢条件特約」を追加する場合があります。）

「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲ごとに、「運転者年齢条件特約」の区分および「記名被保険者の変更日」時点\*における記名被保険者の年齢に応じた割引率を適用します。

\*長期契約の場合、記名被保険者の変更日が属する保険年度の翌保険年度以降は、各保険年度の初日時点とします。

<記名被保険者の変更有無による上記取扱いの判定フローチャート>






## 1-8

## 「運転者限定特約」の改定

## 割引率の改定

THE  クルマの保険 の割引率の改定傾向は以下のとおりです。

## 改定前

限定する範囲	割引率			
	対人	対物	傷害	車両
本人限定	約9%	約7%	約12%	約7%
本人・配偶者限定	約7%	約5%	約10%	約5%



## 改定後

限定する範囲	運転者年齢条件	記名被保険者の年齢	割引率				
			対人	対物	傷害	車両	
本人限定	全年齢	—	↔	↔	↘	↘	
	21歳以上補償	—	↘	↘	↘	↘	
	26歳以上補償	29歳以下	29歳以下	↘	↔	↘	↘
		30歳～39歳	30歳～39歳	↔	↘	↘	↘
		40歳～49歳	40歳～49歳	↘	↔	↘	↘
		50歳～59歳	50歳～59歳	↘	↔	↘	↘
		35歳以上補償	60歳～64歳	↘	↘	↘	↘
	65歳～69歳	65歳～69歳	↘	↘	↘	↘	
70歳～74歳	70歳～74歳	↘	↘	↘	↘		
75歳以上	75歳以上	↘	↘	↘	↘		
本人・配偶者限定	全年齢	—	↔	↗	↘	↔	
	21歳以上補償	—	↘	↘	↘	↘	
	26歳以上補償	29歳以下	29歳以下	↘	↗	↘	↔
		30歳～39歳	30歳～39歳	↔	↔	↘	↔
		40歳～49歳	40歳～49歳	↘	↗	↘	↔
		50歳～59歳	50歳～59歳	↘	↗	↘	↔
		35歳以上補償	60歳～64歳	↘	↘	↘	↘
	65歳～69歳	65歳～69歳	↘	↘	↘	↘	
70歳～74歳	70歳～74歳	↘	↘	↘	↘		
75歳以上	75歳以上	↘	↘	↘	↘		

「THE クルマの保険」における「運転者限定特約」の割引率は細分化に伴い非開示にします。

なお、改定前の割引率と比較した割引率の改定傾向は右表のとおりです。

SGP の割引率の改定は以下のとおりです。

## 改定前

限定する範囲	割引率			
	対人	対物	傷害	車両
本人・配偶者限定	約7%	約5%	約10%	約5%



## 改定後

限定する範囲	割引率			
	対人	対物	傷害	車両
本人・配偶者限定	約4%	約5%	約2%	約4%



## 商品・取扱規定の改定



# 2-1

## 代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定



**宿泊費用・移動費用・引取費用を補償対象とする特約**を、「代車等諸費用特約」および「ロードアシスタンス事業用特約」から**自動セットである「ロードアシスタンス特約」**へ変更します。本改定に伴い、「代車等諸費用特約」および「ロードアシスタンス特約」、「ロードアシスタンス不適用特約」の**特約名称を変更**します。

併せて、宿泊費用保険金の限度額を1回の事故につき、被保険者1名あたり**1万円から2万円へ引き上げ**ます。

### 1. 背景

- 現在の「ロードアシスタンス特約」は運搬・応急処置費用を補償対象としていましたが、レッカーに伴って発生する宿泊費用や移動費用等については、「代車等諸費用特約」または「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしていなければ補償されず、事故時のお客さまニーズに対応できないケースが発生していました。
- 宿泊費用・移動費用・引取費用は必要であるものの、代車費用は不要と考えるお客さまニーズが一定数存在していました。
- 近年の旺盛なインバウンド需要、物価・賃金の上昇に伴うコスト増により、ビジネスホテルの平均宿泊費用が増加傾向となっており、「1万円限度」ではお客さまに自己負担が発生するケースが発生していました。

### 2. 改定内容の詳細

改定前後の、特約名称と補償内容は下表のとおりです。

普通保険約款	特約名		運搬・応急処置費用		代車費用		宿泊費用		移動費用		引取費用	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
THE SGP	代車等諸費用特約 (事故時30日型/15日型)	代車費用特約 (事故時30日型/15日型)	—	—	○	○	○ 1万円限度	—※	○	—※	○	—※
THE SGP	ロードアシスタンス特約	ロードアシスタンス等諸費用特約	○	○	—	—	—	○ 2万円限度	—	○	—	○
SGP	ロードアシスタンス不適用特約	ロードアシスタンス等諸費用不適用特約	「ロードアシスタンス等諸費用特約」(改定前:「ロードアシスタンス特約」)の補償を不適用とします。									
SGP	ロードアシスタンス事業用特約	ロードアシスタンス事業用特約	○	○	—	—	○ 1万円限度	—※	○	—※	○	—※

※自動セットとなる「ロードアシスタンス等諸費用特約」で補償されます。

## 2-1

## 代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定

## 3. 特約保険料の改定

- 直近の収支状況や補償内容の変更を踏まえ、特約保険料を見直します。
- 「代車費用特約」「ロードアシスタンス等諸費用特約」は、損害率が悪化傾向にある状況を踏まえ、特約保険料は引上げとなります。
- 「ロードアシスタンス事業用特約」は、用途車種別の損害率推移や宿泊費用・移動費用・引取費用が対象外となることを踏まえ、用途車種別に特約保険料を見直します。

## 特約別の保険料比較

	改定前	改定後	改定額
代車費用特約(事故時30日型)	10,452円	13,140円	+2,688円
代車費用特約(15日型)	7,980円	8,760円	+780円
ロードアシスタンス等諸費用特約	2,868円	4,008円	+1,140円

【契約条件】●等級:14等級 ●事故有係数適用期間:0年 ●保険期間:1年 ●払込方法:一括払  
●代車費用特約の代車日額:7,000円  
●代車費用特約の用途車種:自家用普通乗用車/自家用小型乗用車/自家用軽四輪乗用車

## ロードアシスタンス事業用特約の保険料改定傾向

用途車種	改定傾向
自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)	引上げ
営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)	引上げ
営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)	引上げ
自家用バス	引下げ
営業用バス	引下げ
小型ダンプカー	引上げ
普通型ダンプカー(最大積載量2トン以下)	引下げ
普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)・砂利類運送用普通貨物車	引下げ

## 4. Q&amp;A

**Q** 宿泊費用・移動費用・引取費用を「ロードアシスタンス等諸費用特約」の補償とすることで、すべての契約者に自動セットとしたのはなぜですか？

**A** 宿泊費用・移動費用・引取費用は、事故や故障等によるレッカー時に初めてニーズが顕在化するものになります。一方で、宿泊費用・移動費用・引取費用は「代車等諸費用特約」または「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしなければ補償することができませんでした。「事故時に宿泊費用・移動費用・引取費用を必要とするお客さまに寄り添いたい」「宿泊費用・移動費用・引取費用は補償したいが、代車費用は不要と考えるお客さまもいる」という声もあり、「ロードアシスタンス等諸費用特約」の補償に含め、自動セットとする改定としました。

# 2-1

## 代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定



### 「代車費用特約」の保険料引上げについて

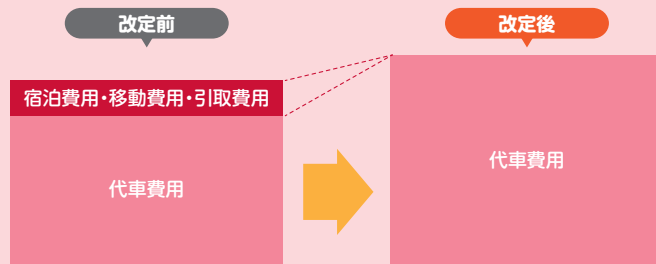
「代車等諸費用特約」の特約保険料の大半は代車費用にかかる保険料でした。

今回の改定により、今まで補償対象であった宿泊費用・移動費用・引取費用が「代車費用特約」の補償対象から無くなるため、その分の保険料は削減となります。

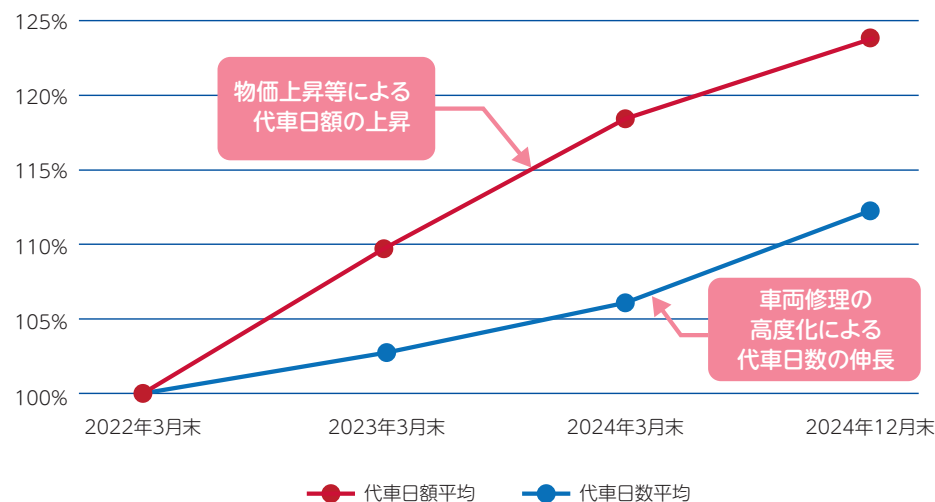
一方で、代車費用部分は損害率が悪化傾向にある状況を踏まえ、保険料を引き上げます。

結果として、代車費用部分の保険料の引上げにより、特約保険料は引上げとなります。

<保険料イメージ図>



<参考>当社保険金支払実績における代車日額・代車日数の平均推移(2022年3月末基準)



### 5. (参考)代車費用特約の主な改定履歴

改定時期	改定概要
2021年1月	代車費用保険金について、契約自動車故障により走行不能となった場合の代車の利用日数の限度を15日とするよう改定しました。
2022年1月	レンタカー等を借りることができない場合に、代替の交通手段の利用費用を自然災害の有無にかかわらず対象としました。
2024年5月	故障損害以外の代車費用の補償期間を15日とする場合は、「代車等諸費用特約」に「代車費用の補償日数短縮特約」を重ねてセットしていましたが、これを「代車等諸費用特約(事故時30日型)」または「代車等諸費用特約(15日型)」のどちらから一方をセットする方式に変更しました。
2025年1月	フリート契約における代車費用の支払限度日額の設定上限額を、2万円に引き上げました。

## 2-2 ロードアシスタンス利用規約の改定

これまで、限度額無制限のレッカーけん引サービスの搬送先はロードアシスタンス専用デスクに事前に連絡があり、「当社が指定した修理工場等」に限定されていましたが、**お客さまが指定した修理工場等への搬送も限度額無制限**で行うよう改定します。<sup>※</sup>

また、「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした契約で、限度額無制限のレッカーけん引サービスが適用となる場合は、レッカーけん引費用が15万円を超える部分をロードアシスタンス(サービス)からのお支払いとし、フリート成績に算入しないこととします。なお、本改定は保険始期を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用します。

<sup>※</sup>お客さまから専用デスクへ事前に連絡があり、お客さま指定の修理工場等への搬送について専用デスクが承認する場合にかぎりです。

### 1. 改定内容と背景

#### ① 限度額無制限のレッカー

限度額無制限のレッカーけん引は、夜間のトラブルや、近隣の搬送先が営業時間外のため遠方まで運ばざるを得ない場合など、お客さまの意思に反して遠方へ搬送することにより「ロードアシスタンス特約」の限度額15万円を超えてしまった場合でも、お客さまのご負担を発生させないためのサービスとして始めました。しかし、自動車構造の複雑化・高度化により、専用デスクが指定する修理工場で修理ができないケースも増えていることから専用デスクに事前連絡し、承認を得られた場合は、お客さまの指定した修理工場であっても限度額無制限でレッカーけん引を行うこととしました。なお、本改定は保険始期を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用します。

#### ② 「ロードアシスタンス事業用特約」セット時のフリート成績算入範囲の変更

これまで、「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしている場合、レッカーけん引費用が15万円を超える部分は「ロードアシスタンス事業用特約」からのお支払いとなり、フリートの割増引率に關係する損害率に影響がありました。今回の改定により、**専用デスクに事前連絡があり限度額無制限のレッカーけん引対象となる場合は**、フリート成績に算入しないロードアシスタンス(サービス)からのお支払いとなります。なお、本改定は保険始期を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用します。

#### ③ サービス規約の変更

修理工場が空いていない時間にレッカーけん引を行うなどで、レッカー業者が自動車を一時保管する場合、搬送先のご連絡をいただけずに長期にわたり自動車が放置されるケースが発生しています。このような場合にレッカー業者が保管先を変更することができるよう、サービス規約を変更することとしました。なお、本改定は2026年1月1日以降保険始期契約に適用します。

## 2-2

## ロードアシスタンス利用規約の改定

POINT!



## ロードアシスタンス専用デスクへ事前連絡が必要なサービス

以下のサービスをご利用の際は、**必ずロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要**です。

お客さま指定工場への限度額無制限のレッカーけん引サービス 電気自動車における電欠時の急速充電サービス

JAF会員向け優遇サービス 鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス 燃料切れ時の給油サービス

ロードアシスタンス専用デスクへ事前連絡をいただくことで、**限度額無制限のレッカーけん引サービス**や、**燃料切れ時の給油サービス**等をご利用いただけます。事前連絡がない場合、これらのサービスを後から保険金請求することはできませんのでご注意ください。

例えば、「ロードアシスタンス等諸費用特約」がセットされており、専用デスクへ事前連絡がなかった場合のレッカーけん引費用については「ロードアシスタンス等諸費用特約」の保険金から支払う15万円が補償限度となります。

## (例1)レッカーけん引費用の場合

事前連絡あり	事前連絡なし
限度額無制限※1	15万円限度※2

## (例2)燃料切れ時の給油サービスの場合

事前連絡あり	事前連絡なし
10リットルまで無料※3	支払不可

※1 お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合にかぎりです。

※2 応急処置費用と合算での限度額となります。なお、「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしている場合は、100万円限度となります。

※3 「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしている場合は20リットルまで無料です。燃料切れ時の給油サービスご利用は1保険年度につき1回にかぎりです。  
(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回を限度とします。)

## ロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡方法

ロードアシスタンス専用デスクへは、電話のほか、**クイックナビ**をご利用いただくことが可能です。**クイックナビ**は、お客さまのスマホから簡単な操作でロードアシスタンスの要請が可能なシステムです。

詳しくは、代理店掲示板「コールレスシステム「クイックナビ」の活用メリットと推進チャシのリリース(25-01133)」をご確認ください。

クイックナビの  
二次元コード

## メリット 1

スマホのみで完結



## メリット 2

位置情報で  
事故発生場所  
を特定

## メリット 3

提携会社の到着時間を  
リアルタイムで確認

※一部の提携会社は対象外



## 2-2

## ロードアシスタンス利用規約の改定

## 2. 改定後の「ロードアシスタンス等諸費用特約」と「ロードアシスタンス事業用特約」の関係

ロードアシスタンス専用デスクへ事前連絡し、承認を得られた場合、「ロードアシスタンス等諸費用特約」と「ロードアシスタンス事業用特約」のレッカーけん引費用の補償は同一となりますので、提案時にはご注意ください。

## 事前連絡の有無による特約ごとの補償範囲

事前連絡あり*	～15万円		15～100万円		100万円超	
	支払可否	フリート成績	支払可否	フリート成績	支払可否	フリート成績
ロードアシスタンス等諸費用特約	○(特約)	不算入	○(サービス)	不算入	○(サービス)	不算入
ロードアシスタンス事業用特約	○(特約)	不算入	○(サービス)	不算入	○(サービス)	不算入

※お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合にかぎりませう。

事前連絡なし	～15万円		15～100万円		100万円超	
	支払可否	フリート成績	支払可否	フリート成績	支払可否	フリート成績
ロードアシスタンス等諸費用特約	○(特約)	不算入	×	—	×	—
ロードアシスタンス事業用特約	○(特約)	不算入	○(特約)	算入	×	—

## 3. Q&amp;A

**Q** 保険始期を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用とするのはなぜですか？

**A** ロードアシスタンスは、緊急時や「全車両一括特約」における増車直後等、契約特定ができない場合でもサービス提供を行うケースがあります。緊急時等、すべてのお客さまに対して始期に応じて補償範囲が異なることを説明することは困難なため、始期に関わらず同一の補償内容とします。

**Q** 「ロードアシスタンス事業用特約」をセットするメリットは何ですか？

**A** ロードアシスタンス専用デスクへ事前連絡を行わなかった場合やお客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引について事前に専用デスクの承認を得られない場合でも、「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしていると最大100万円までのレッカーけん引費用または応急処置費用を特約保険金としてお支払いできます。



# 2-3

## 「故障運搬時車両損害特約」の改定

直近の保険金支払状況を踏まえ、限度額を「車両保険金額または100万円のいずれか低い金額」から「車両保険金額または**30万円**のいずれか低い金額」へ変更します。

また、補償対象となる故障損害が生じた対象部品の修理に付随して消耗部品や油脂等の交換または補充が必要となる場合にかぎり、その**消耗部品や油脂等の交換または補充費用を補償対象**※とします。

※本改定は保険期間の初日を問わず、2026年1月1日以降に発生した保険事故に適用します。

### 1. 支払限度額の引下げに伴う特約保険料の改定

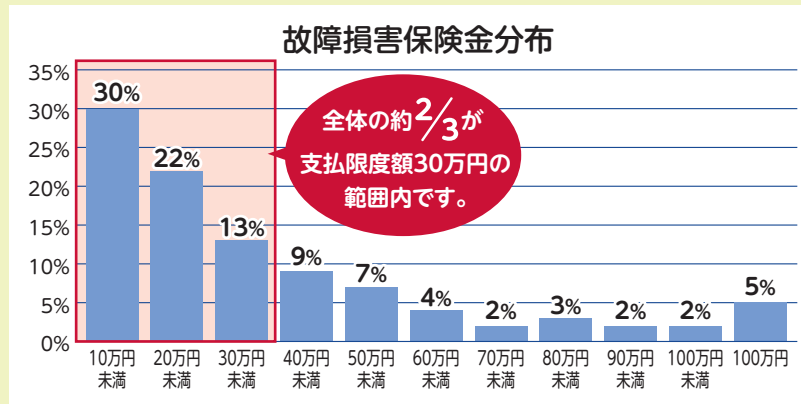
- 本特約について、保険金支払実績の約2/3は30万円未満ですが、一部のご契約において高額な保険金のお支払いが発生し、損害率が悪化傾向にあります。
  - 損害率の悪化に伴う保険料の大幅な引上げを回避するため、限度額を「車両保険金額または100万円のいずれか低い金額」から「車両保険金額または30万円のいずれか低い金額」へ改定します。この改定により、平均的な特約保険料の水準は引下げとなります。
- (注) ご契約条件によっては、直近の保険金の支払実績を反映して、特約保険料が引上げとなる場合もあります。



### 「故障運搬時車両損害特約」の保険料改定例(年額保険料)

	車両保険金額	改定前	改定後	改定額
自家用普通乗用車	50万円	9,132円	4,008円	▲5,124円
	100万円	12,216円	6,024円	▲6,192円
	150万円	15,288円	8,040円	▲7,248円
自家用軽四輪乗用車	50万円	2,664円	1,908円	▲756円
	100万円	3,552円	2,856円	▲696円
	150万円	4,452円	3,816円	▲636円

【契約条件】●等級:14等級 ●事故有係数適用期間:0年  
●初度登録年月からの経過月数:60か月(5年) ●保険期間:1年 ●払込方法:一括払



# 2-3

## 「故障運搬時車両損害特約」の改定

### 2. 約款内容の変更






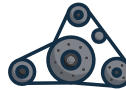




- 補償対象となる故障損害が生じた対象部品の修理に付随して消耗部品や油脂等の交換または補充が必要となる場合にかぎり、**その消耗部品や油脂等の交換費用等を補償対象**とします。
- 2025年12月31日以前始期の契約についても、**2026年1月1日以降に発生した保険事故から適用**します。
- 第3条(修理費に関する特則)で修理費の対象外としている「バッテリー」について、分かりやすさの観点から電気自動車の駆動バッテリーが含まれることを明確化します。

	改定前	改定後
故障損害が生じた対象部品の修理に付随した消耗部品や油脂等の交換・補充費用	×	○
上記以外の消耗部品や油脂等の交換・補充費用	×	×

#### 補償対象となる具体的な事例

- エンジンの故障による修理に付随してエンジンオイルを交換する場合
- ラジエータの故障による修理に付随して冷却水を交換する場合 等

#### 消耗部品・油脂等の例

①チューブ・ホース  交換目安:劣化状態 部品価格:数百円~数千円	②バッテリー  交換目安:2年~3年 部品価格:5千円~5万円	③HV・EVバッテリー  交換目安:5年~10年 部品価格:10万円~70万円	④冷却水  交換目安:2年~3年 部品価格:2千円~5千円	⑤オイル類  交換目安:半年~1年 部品価格:2千円~1万円
⑥ベルト類 (ファンベルト、タイミングベルト等)  交換目安:5万km 部品価格:2千円~1万円	⑦フィルタ・エレメント類  交換目安:5万km 部品価格:2千円~5千円	⑧ブレーキパッド・ブレーキシュー  交換目安:消耗状態 部品価格:3千円~2万円	⑨エンジンの点火プラグ類  交換目安:2~10万km 部品価格:数百円~数千円	⑩電球(バルブ)類  交換目安:2年~5年 部品価格:1千円~1万円

## 2-3

## 「故障運搬時車両損害特約」の改定

## 3. 保険金不正請求対策

- 物にはいずれ起こる「故障」を支払いの対象としているという商品性から、故障の予兆がある自動車や既に故障が発生している自動車で本特約に加入し、保険金請求をする事例が発生しています。
- 保険金不正請求対策として、システム改修を行います。  
以下の①～⑤のいずれかの条件に当てはまる場合、引受けに問題がないか確認を促すためのワーニングメッセージを表示します。  
なお、本改定は2025年10月7日(火)のシステムリリース以降に保険設計・計上を行う契約について、保険期間の初日を問わず適用します。

条件	ワーニングメッセージ
①前契約情報がない(新規等)場合	定期点検を受けていないことに起因するオイル漏れや水漏れ等の故障の予兆がある自動車は故障運搬時車両損害特約の支払い対象外となる可能性があります。契約自動車が走行可能か、故障の予兆はないか等確認のうえ、事故時にトラブルとならぬよう注意して引き受けてください。
②前契約情報が取得できない(他社等)場合	
③前契約情報が取得でき、前契約に本特約がセットされていない場合	
④明細追加を行う明細に本特約をセットしている場合	
⑤車両入替を行い、入替後に本特約をセットしている場合	



## 引受時のポイント

点検未実施が原因で故障が発生した場合は、免責となる可能性があるため、以下2点は引受時にお客さまへ必ず確認しましょう。

- ①定期点検を実施していること。
- ②契約する自動車に水漏れや、オイル漏れなどの異常が発生していないこと。

## 2-4

## 「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」の廃止

## 「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」を廃止します。

## 1. 改定の内容

事務手続きの簡素化のため、「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」を廃止します。

## 2. システムの変更点

本改定に伴い、以下のエラーを廃止します。

エラーコード	エラーメッセージ
S1E1427	入力された代表証券番号の契約が存在しません。本契約を代表契約とする場合（本契約の証券番号を入力している場合）確認書類が必要です。別契約を代表証券番号とする場合は、必ず代表契約の計上を先に行ってください（確認書類は不要です）。1保険証券の場合は代表証券番号の入力不要なため削除してください。

## POINT!



- 「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」は廃止しますが、ノンフリート多数割引を適用する契約を複数証券で引き受ける場合は、代表証券番号とそれに紐づく契約を確認する必要があります。そのため、代表証券番号欄と台数欄には引き続き入力が必要です。
- また、ノンフリート多数割引に関するモニタリング（ToDoリストの配信）は引き続き行います。

## 自動車保険加入状況（前契約・他契約情報）等

前契約（過去13か月以内に満期を過ぎたか、解約・解除された契約、または申請証明書が発行された契約）がありますか		<input type="checkbox"/> あり
会社名	選択	
証券番号		
明細番号		
等級/事故有期間	等級 / 年	
保険期間	から	カレンダー
事故件数	3等級ダウン事故 <input type="checkbox"/> 件	1等級ダウン事故 <input type="checkbox"/> 件 等級すえおき事故 <input type="checkbox"/> 件
他の現存契約（ご契約の自動車と同一とする他の自動車保険契約または共済契約）がありますか		<input type="checkbox"/> あり
会社名	選択	
代表証券番号/台数	証券番号	台数

## 2-5

## 「全車両一括特約条件書」の提出不要化

## 「全車両一括特約条件書」について提出を不要とします。

## 1. 改定の内容

2024年5月1日以降保険始期契約において、「全車両一括特約条件書」\*は保険設計画面での入力に加え、必要書類としての提出（電子化可能）も必要でしたが、会社提出は不要とし、保険設計画面での入力のみとします。

なお、本改定は2025年10月7日（火）のシステムリリース以降に保険設計・計上を行う契約について、保険期間の初日を問わず適用します。

※以下の条件書についても「全車両一括特約条件書」と同様とします。

・管理請負自動車保険特約条件書 ・全車両包括特約条件書

## 2. システムの変更点

本改定に伴い、2025年10月7日（火）のシステムリリースより、以下のワーニング（必要書類）が表示されなくなります。これにより、条件書の提出が不要となります。

エラーコード	エラーメッセージ
S1E1120	全車両一括特約条件書が必要です。
S1E1121	変更後の全車両一括特約条件書が必要です。
S1E1122	管理請負自動車保険特約条件書が必要です。
S1E1123	変更後の管理請負自動車保険特約条件書が必要です。
S1E1124	全車両包括特約条件書が必要です。
S1E1125	変更後の全車両包括特約条件書が必要です。



## 条件書の提出を希望する場合

「フリート契約基本情報（主票）」画面の【その他特定・特約コード】欄に『D17』を入力することで、左記のワーニング（必要書類）が表示されますので、そこから提出してください。

## 条件書の確認方法

ワーニング（必要書類）による必要書類の提出を行わないため、計上後に「全車両一括特約条件書」の確認を行う際は、契約照会画面から「特約条件書」を選択して確認します。

契約照会画面の左下のボックスから「特約条件書」を選択して、【確定】ボタンを押下します。



# 2-6

## 普通保険約款<別表3>損害額算定基準の改定



普通保険約款<別表3>「損害額算定基準」のうち「第2 後遺障害による損害 2.精神的損害」に定める**後遺障害等級別の金額**を下表のとおり**引き上げ**ます。

また、「父母、配偶者または子のいずれかがいる場合」と「それ以外」とで金額を区分していましたが、**下表のとおり区分しないこととします。**

(注)BAPは、普通保険約款ではなく、人身傷害特約の改定となります。

<参考>2025年(令和7年)1月版 個人用自動車保険 [ご契約のしおり] THE クルマの保険 普通保険約款および特約 2.精神的損害 表(P95)

### 改定前

後遺障害等級	父母、配偶者または子の いずれかがいる場合	左記以外
第1級	1,850万円	1,650万円
第2級	1,500万円	1,250万円
第3級	1,300万円	1,000万円
第4級	900万円	
第5級	700万円	
第6級	600万円	
第7級	500万円	
第8級	400万円	
第9級	300万円	
第10級	200万円	
第11級	150万円	
第12級	100万円	
第13級	70万円	
第14級	40万円	



### 改定後

後遺障害等級	区分なし
第1級	1,960万円
第2級	1,650万円
第3級	1,390万円
第4級	1,160万円
第5級	980万円
第6級	820万円
第7級	700万円
第8級	580万円
第9級	480万円
第10級	380万円
第11級	290万円
第12級	200万円
第13級	120万円
第14級	75万円

## 2-7

## ドライバー保険の販売終了

ドライバー

**ドライバー保険<sup>\*</sup>は、2026年1月1日以降を保険期間の初日とする新規契約の販売を終了します。また、更改契約についても2027年1月1日以降、販売を終了します。**

<sup>\*</sup>「乗るピタ!」(ドライバー保険の普通保険約款に「時間単位型ドライバー保険特約」をセットした契約)、「UGOKU」(ドライバー保険の普通保険約款に「移動保険に関わる特約」をセットした契約)を除きます。

## 1. 背景

- ドライバー保険は、恒常的に収支が大幅な赤字となっています。
- 販売件数においては、短期契約が大きく伸びていますが、1年契約は横ばいで推移しており、根本的な収支改善をするには、大幅な保険料水準の引上げを含む商品改定が必要となり、お客さまや代理店さんからの理解を得ることが難しいと判断しました。
- また、商品維持に係るシステムの保守費用等も考慮し、今後の当社収益に寄与する将来展望を見出すことができず、販売終了とする判断をしました。
- お客さまへの対応方針等の詳細は、以下の代理店掲示板に「代理店向け説明資料」を掲載していますので、ご確認ください。  
代理店掲示板「ドライバー保険・UGOKU・入院パスポートの販売終了に関するインデックス(25-01351)」

## 2. 販売終了時期

新規契約 <sup>*1</sup> の販売終了	2026年1月1日以降保険始期契約
更改契約 <sup>*2</sup> の販売終了	2027年1月1日以降保険始期契約

<sup>\*1</sup> 新規契約:前契約の満期日を保険始期日として継続する契約を除く、すべての契約をいいます(中途更改を含みます。)

<sup>\*2</sup> 更改契約:前契約の満期日を保険始期日として継続する契約をいいます(中途更改を除きます。)

## 3. 同様の補償を提供できる保険商品

- ドライバー保険に関して、当社で同様の補償を提供できる保険商品はありません。
- 一部のお客さまについては「乗るピタ!」で同様の補償を提供できる可能性があります。



## 「乗るピタ!」の概要

- 乗るピタ!は、ドライバー保険普通保険約款に「時間単位型ドライバー保険特約」をセットした契約のペットネームです。
- この商品は、運転免許証を所有する記名被保険者1名および借用自動車1台を指定して、インターネット上で加入することができます。
- 保険期間は最短半日(12時間)から7日(168時間)です。

(注)支払方法はクレジットカード払のみとなります。

詳細は自動車保険取扱規定集(ドライバー保険)をご参照ください。(印刷物番号:505497)

## 借用自動車の範囲

用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車のいずれかに該当する自動車。

ただし、次の①～⑥を除きます。

- ①記名被保険者またはその配偶者が所有する自動車
- ②記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車
- ③レンタカー
- ④登録番号または車両番号標の分類番号が8・80～89・800～899となる自動車
- ⑤一部の輸入自動車等
- ⑥臨時被保険者またはその配偶者が所有する自動車

## 2-8

## UGOKUの販売終了

**UGOKU<sup>※</sup>は、2026年1月1日以降を保険期間の初日とする新規契約の販売を終了します。また、更改契約についても2026年4月1日以降、販売を終了します。**

※ドライバー保険普通保険約款に「移動保険に関する特約」をセットした契約をいいます。

## 1. 背景

- UGOKUは、販売開始した2021年度以降、自動車非所有者向けに販売推進を図ってきたものの、当初想定していた販売計画から大幅に乖離していました。
- また、損害率においても恒常的に高水準になっていたことから、収支は大幅な赤字となっていました。
- そのため、自転車マーケットをターゲットにする販売方針の転換や、2025年1月に保険料水準と補償内容の改定を実施して収支状況の改善を図りましたが、商品を維持するための水準に到達できませんでした。
- こうした現状を踏まえて、今後の当社収益に寄与する将来展望を見出すことができず、販売終了とする判断をしました。
- お客さまへの対応方針等の詳細は、以下の代理店掲示板に「代理店向け説明資料」を掲載していますので、ご確認ください。  
代理店掲示板「ドライバー保険・UGOKU・入院パスポートの販売終了に関するインデックス(25-01351)」

## 2. 販売終了時期

新規契約 <sup>※1</sup> の販売終了	2026年1月1日以降保険始期契約
更改契約 <sup>※2</sup> の販売終了	2026年4月1日以降保険始期契約

※1 前契約の満期日を保険始期日として継続する契約を除く、すべての契約をいいます。

※2 前契約の満期日を保険始期日として継続する契約をいいます。

## 3. 同様の補償を提供できる保険商品

- UGOKUは、一部の補償<sup>\*</sup>を除き、他の商品の基本補償・特約等により補償を代替することが可能です。  
※UGOKUの「自転車等のロードアシスタンス特約」の代替となる補償を提供できる保険商品は当社にはありません。
- 当社で同様の補償を提供できる保険商品については、次ページの<補償概要の比較>を参考にしてください。



### 補償重複にご注意ください

「個人賠償責任特約」や「弁護士費用特約」は、補償重複となりやすいため、当社以外の契約も含め、必要に応じて他種目の補償内容を確認のうえ、代替商品をご提案ください。  
(参考)代理店掲示板「補償重複に関する対応マニュアル(監督指針・ガイドライン対応版)(19-01144)」



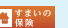

# 2-8

## UGOKUの販売終了



### <補償概要の比較>

◎:補償あり / ○:一部補償 / ×:補償なし

UGOKU		自動車保険 THE  SGP		個人用傷害所得総合保険 THE 		個人用火災総合保険 THE  THE 	
補償名称	補償概要	補償有無	補償概要	補償有無	補償概要	補償有無	補償概要
個人賠償責任特約	・日本国内 無制限 (示談交渉サービス付き) ・日本国外 1事故につき1億円限度	◎	UGOKUと同様の補償	○	・日本国内 示談交渉サービス付き ・日本国内、日本国外共通保険金額を以下から選択 <b>1億円/2億円/3億円</b> (注) 国内外問わず、1事故につき保険金額が限度	○	・日本国内(示談交渉サービス付き <sup>*1</sup> ) ※1 保険始期日2014/7/1以降 保険金額を以下から選択 1,000万円/3,000万円/ 5,000万円/1億円/無制限 <sup>*2</sup> ※2 無制限は保険始期日2025/9/1以降より選択可 ・日本国外 1事故につき1億円限度
人身傷害 交通乗用具 事故保険 (自動車運転中 対象外)	(実損払) ・1事故1被保険者あたり5,000万円 ・入院定額給付金10万円	◎ (実損払)	・人身傷害交通乗用具事故特約 1事故1被保険者あたり 2,000万円~無制限で 人身傷害保険金額を設定 ・入院定額給付金10万円	○ (定額払)	・死亡・後遺障害5,000万円まで ・入院日額15,000円まで ・通院日額3,000円まで ただし、契約条件等により上記金額よりも低い金額での引受けとなる場合があります。	×	—
自転車等の ロードアシスタンス 特約	・1事故につき5万円限度 —被保険者が使用または管理中の 自転車等が事故、故障またはト ラブルにより走行不能となった 場合に、被保険者が負担された 運搬費用をお支払いする特約	×	—	×	—	×	—
宿泊・ 移動費用特約	・宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ・移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度	○	・宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ・移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度 (注) 契約自動車が走行不能となった場合 に限ります。	×	—	×	—
弁護士費用特約 (日常生活・ 自動車事故型)	・被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円 ・刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円	◎	UGOKUと同様の補償	◎	UGOKUと同様の補償に加え、 人格権侵害・借地借家が補償対象	◎	・弁護士費用特約 <sup>*3</sup> ※3 保険始期日:2025/9/1以降 UGOKUと同様の補償に加え、 人格権侵害が補償対象

(注) 被保険者の範囲等が異なりますので、セットできる条件等を含め、詳細は各種目の規定集を確認してください。



販売支援

## 3-1

## 満期更改のポイント

## 1. 過去複数回の改定をまたぐ満期契約の対応

お客さまによっては複数回の改定影響を受けて、満期時に保険料が大きく値上がりする場合がありますので、より丁寧なご説明が必要となります。

## 2023年以降の改定傾向

2023年1月改定



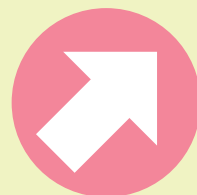
若干の引下げ

2023年5月改定



一部条件の引上げ

2025年1月改定



約4%の引上げ

2026年1月改定



約7.5%の引上げ

POINT!



## (例) 保険料が大きく上がるケース

2026年1月～4月に満期を迎える3年契約の次契約については、上図のとおり、①2023年5月改定 ②2025年1月改定 ③2026年1月改定の影響を受けます。

①②③はどれも保険料引上げの改定となるため、契約条件によっては複数回の改定影響を受けて保険料が大きく値上がりする場合がありますので、より丁寧な対応が必要です。



## 3-1

## 満期更改のポイント

## 3. 安心更新案内の送付時期

- 満期日が1日～15日か16日～末日によって、安心更新案内の送付時期が異なることに注意しましょう。

## 安心更新案内(書面)の場合

満期日	送付前倒し	前倒し設定締切日	送付時期
1日～15日	設定あり	満期月3か月前の15日	満期月2か月前の上旬
	設定なし	—	満期月2か月前の中旬
16日～末日	設定あり	満期月3か月前の15日	満期月2か月前の上旬
	設定あり	満期月3か月前の25日	満期月2か月前の中旬
	設定なし	—	満期月2か月前の下旬

- また、安心更新案内の発送時期は満期管理・顧客接点一覧画面の保険料タブの発送時期欄でも確認ができます。

## (例)6月満期の場合

満期管理・顧客接点一覧								
検索条件 <span>開く</span>								
1～20/98件 < 前へ <b>1</b> 2 3 4 5 次へ >								
並び替え <span>▼</span>								
基本情報		保険料など		その他情報		更改帳票印刷		
<input type="checkbox"/>	顧客名 代理店コード	種別 期日・保険期間	種目 保険種類 証券番号	前年保険料 ? 前年同等条件保険料	払込方法 支払方法	明細有無(明細数) 保険の対象	変更/事故 ? 変更事由 ?	送付方法 発送時期 ?
<input type="checkbox"/>								郵送 25年04月中旬

## 3-2

## 最適提案のポイント

## 最適な補償提案を行うための提案例

- お客さまのニーズに適した最適な補償プランの設定を行うことは、お客さま満足度の向上につながります。
- 補償の追加・削減それぞれの観点での推奨プランについてご案内します。

## 補償の拡大

## 人身傷害保険金額の設定

お客さまの年齢や家族構成、収入によって必要な補償額が異なるため、現在の保険金額で補償が十分かどうかを確認しましょう。

## 代車日額の設定

物価上昇により、レンタカー代も高騰しています。現在の日額で補償が十分かどうかを確認しましょう。

## 補償の縮小

## 車両保険自己負担額0万円⇒自己負担額あり

- 保険料の値上がりに対し、不安に感じるお客さまへ車両自己負担額設定による保険料抑制メリットをご説明しましょう。
- 過失割合が発生する事故の場合、車両自己負担額に充当できるケースがあることを実際の事故事例をもとにご説明しましょう。

## 補償が重複する可能性のある特約の確認

お客さまが複数契約や家族間による補償の重複で、必要以上の保険料の支払いを行っていないかを確認しましょう。



## 3-2

## 最適提案のポイント

## 1. 人身傷害保険金額の設定

- お客様の年齢・収入・家族構成・扶養家族の有無等によって、必要な補償金額は大きく異なります。
- 一律、同じ保険金額で提案している場合や、長年同条件で更改している場合は、今一度見直しの機会を設けましょう。

## 年齢別の平均的な損害額目安

当社では所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは保険金額の**2倍**を限度に保険金をお支払いします(保険金額が無制限の場合を除きます)。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円
25	無	7,500万円	1億8,000万円
30	有	1億円	1億7,000万円
35	有	9,500万円	1億6,000万円
40	有	9,000万円	1億6,000万円
45	有	8,500万円	1億5,000万円
50	有	7,500万円	1億3,000万円
55	有	6,500万円	1億2,000万円
60	有	5,500万円	9,500万円
65	有	4,500万円	7,500万円
70	有	2,500万円	4,000万円
75	有	2,500万円	3,500万円

参照:代理店掲示板「自動車保険ベーシック(研修資料) 01.補償編(18-01351)」

## 3-2

## 最適提案のポイント

## 2. 代車日額の設定

- 物価上昇等に伴い、レンタカー代が高騰しています。
- 過去にお客さまへ提案した時と、レンタカー費用の相場が異なっている可能性があるため、見直しの機会を設けましょう。

## 代車日額平均(2024年8月当社調べ)

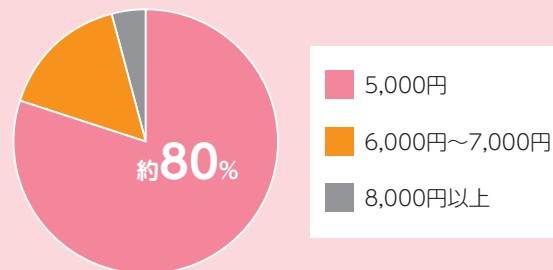
車種	平均日額
軽自動車・コンパクトカー	約7,000円
普通乗用車	約10,000円



## (参考)当社における代車日額の設定額の割合(2024年度計)

当社の「代車等諸費用特約」(改定後名称:「代車費用特約」)をセットした契約のうち、約80%が代車日額を5,000円に設定しています。

現在の物価上昇の状況下においても、代車日額5,000円が十分な補償額かどうかを確認してください。



# 3-2

## 最適提案のポイント

### 3. 車両自己負担額の設定

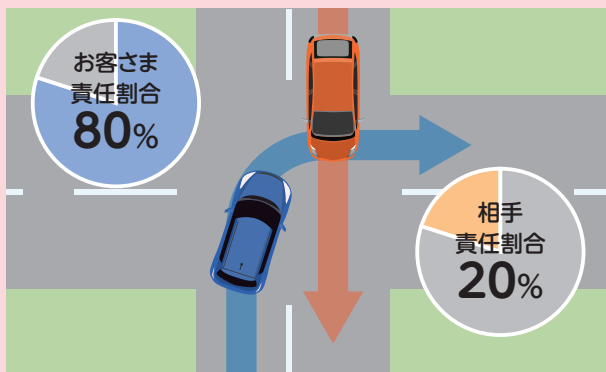
- 保険料負担の増加に対し、慎重な姿勢を示すお客さまへ車両自己負担額設定による保険料抑制メリットを説明しましょう。
- 契約者・相手方双方に過失割合が発生する事故の場合、車両自己負担額に充当できるケースがあることを事故事例をもとに説明しましょう。

(注) 単独事故の場合は車両自己負担額に充当できるケースがないことを併せて説明してください。



#### 過失割合が発生した際、事故の相手方の損害賠償責任相当額(回収金)より車両自己負担額へ充当を行う際の考え方

例 交差点事故の場合…お客さまの自動車に50万円の損害が発生しました。



#### 自己負担額10万円の車両保険をご契約していると

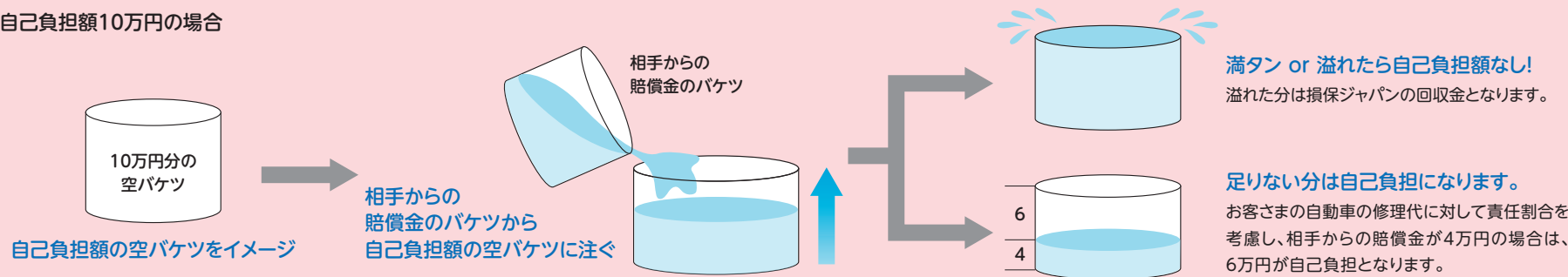
50万円(損害額) - 10万円(自己負担額) = 40万円  
 車両保険で40万円をお支払い。  
 自己負担額の10万円は、事故の相手からの賠償金  
 (50万円×20%=10万円)で充当されるため、  
**実際のお客さまの負担額は0円に!**

#### 車両保険をご契約していないと…

50万円(損害額)から、事故の相手からの賠償金  
 (50万円×20%=10万円)を差し引いた  
**40万円**がお客さまの負担額

相手からの賠償金在自己負担額を下回った場合でも、お客さまの負担額は、**自己負担額 - 相手からの賠償金**となります。  
 お客さまの自動車が全損となった場合は、自己負担額は適用されません。

#### 自己負担額10万円の場合



## 3-2

## 最適提案のポイント

## 4. 補償重複の確認

- お客さま自身およびご家族\*が合計で2台以上の自動車保険をご契約する場合、以下に記載の特約については補償が重複している可能性があるため、契約内容を見直すことにより削減できることがあります。
- モニタリングデータを活用し、他種目含め補償の重複確認を行い、見直しと最適な提案を行きましょう。

※お客さま自身およびご家族とは以下をいいます。

(A)記名被保険者 (B)記名被保険者の配偶者 (C)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (D)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

人身傷害交通乗用具事故特約

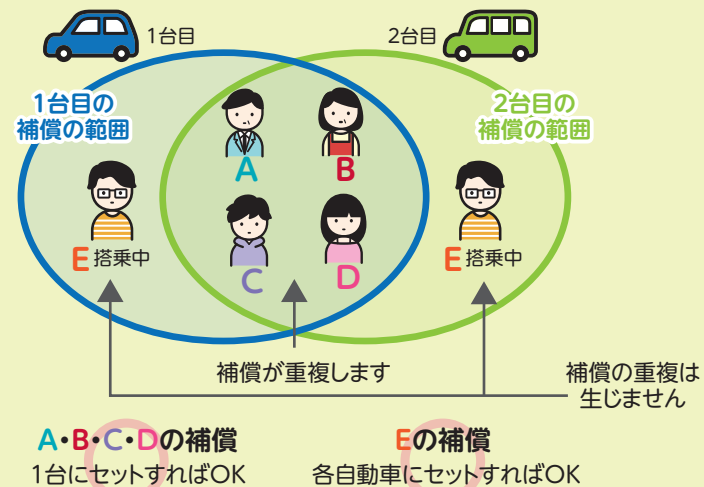
個人賠償責任特約

弁護士費用特約

(自動車事故限定型/日常生活・自動車事故型)

ファミリーバイク特約

例 記名被保険者Aが自動車を2台所有し、それぞれに弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)がセットされている場合





## BAP改定の全体像

## 4

## BAP改定の全体像

BAPは、**確定保険料方式(通知・精算の不要化)への改定ならびに一部特約の新規引受を停止**します。また、**基準手数料率を一律「13.1%」**とします。

詳細は、別冊  
「BAP 2026年1月自動車保険改定ガイドブック」  
を参照してください。

## 確定保険料方式への改定

対象自動車の通知および保険料の精算の負荷を削減するため、下表の「概算保険料・毎月通知・期末確定精算方式」、「概算保険料・期末確定精算方式」および「毎月通知・毎月精算方式」で引き受けていた特約を、「**確定保険料方式**」に改定します。これに伴い、**最低保険料を設定**します。

特約名[その他特定・特約コード]	改定前	改定後
整備受託自動車保険特約(受託台数方式)[A2]	概算保険料・毎月通知・期末確定精算方式	確定保険料方式
タクシー代行受託自動車保険特約[BE]	毎月通知・毎月精算方式	確定保険料方式
販売用自動車保険特約(車両保険なし)[B1]	確定保険料方式	確定保険料方式(車両保険追加・名称変更)
販売用自動車保険特約(車両保険あり)[B2]	(車両保険)毎月通知・毎月精算方式 (車両保険以外)確定保険料方式	廃止([B1]に統一)
販売用・陸送自動車等自動車保険特約 -対象自動車を販売用自動車とする場合[B6]	毎月通知・毎月精算方式	確定保険料方式
販売用・陸送自動車等自動車保険特約 -対象自動車を販売用自動車以外の自動車とする場合[BD]	毎月通知・毎月精算方式	確定保険料方式
特定試験使用自動車保険特約(台数方式)[H5]	概算保険料・毎月通知・期末確定精算方式	確定保険料方式
特定試験使用自動車保険特約(仮番号方式)[H6]	概算保険料・期末確定精算方式	確定保険料方式

## 一部特約の新規引受停止

新規引受を停止する特約名[その他特定・特約コード]
販売用自動車の特定危険のみ特約(在庫通知方式)[B0]
展示自動車の火災盗難のみ特約[B5]
販売用自動車の火災・盗難等危険限定特約[BJ]
販売用自動車の対人賠償上乘せ特約[C2]
販売用自動車の対物賠償上乘せ特約[C3]

## 基準手数料率の改定

BAPの一部の保険料部分について、例外の基準手数料率を適用していましたが、確定保険料方式への改定に伴い、**BAPの基準手数料率を一律「13.1%」**とします。

## 保険期間の途中で新設・閉鎖された工場等における保険料の追加領収・返還の廃止

事務負荷を削減するため、保険期間の途中で、以下の特約の工場等が新設・閉鎖された場合の変更計上を不要とし、保険料の追加領収・返還も不要とします。

## 保険期間の途中で新設・閉鎖された工場等における保険料の追加領収・返還を廃止する特約名[その他特定・特約コード]

整備受託自動車保険特約(従事者数方式)[A1]の整備工場	駐車場受託自動車保険特約[A4]の駐車場
整備受託自動車保険特約(受託台数方式)[A2]の整備工場	オートオークション受託自動車保険特約[A5]の会場
サービス・ステーション受託自動車保険特約[A3]のサービス・ステーション	電装業者等受託自動車保険特約[A6]の工場



# 2026年1月 改定項目のまとめ



5

# 2026年1月改定項目のまとめ



区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライ バー	乗る ピタ!	UGOKU	参照 ページ	
保険料・割引等の改定	長期契約の保険料の引上げ	長期契約について、1年契約よりも第1保険年度の保険料が高くなるよう保険料を引き上げます。また、第2保険年度以降も同様に保険料を引き上げます。	○	○	—	—	—	—	10	
	「新車割引」の適用条件および「車齢別割引」への名称の変更	「新車割引」の適用条件を変更し、割引名称を「車齢別割引」に変更します。 ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、車齢が121か月以内の場合は、ご契約期間の初日における車齢に基づき車齢別割引区分に応じた割引を適用し、「車齢別割引」として保険料を割り引きます。	○	○	—	—	—	—	17	
	「ゴールド免許割引」の改定	「ゴールド免許割引」の割引率を、保険契約締結時の保険期間別(1年~9年)に細分化します。 「運転者限定特約(本人)」のセット有無により、「ゴールド免許割引」の割引率に差を設けていましたが、これを廃止し、「運転者限定特約」の区分を問わず一律の割引率とします。 本改定の結果、保険期間が1年以下の契約においては、「運転者限定特約」のセット有無を問わず、「ゴールド免許割引」の割引率が拡大します。	○	—	—	—	—	—	20	
	SGPの記名被保険者年齢別料率区分の細分化	SGPの運転者年齢条件「26歳以上補償」の契約における記名被保険者年齢別料率区分について、「60歳~69歳」、「70歳以上」の区分を「60歳~64歳」、「65歳~69歳」、「70歳~74歳」、「75歳以上」の区分に細分化します。	—	○	—	—	—	—	21	
	原動機付自転車の保険料区分の細分化	2024年6月届出の参考純率改定を踏まえ、「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」の保険料を細分化します。改定に伴い、「特定小型原動機付自転車」よりも「一般原動機付自転車」の保険料が高くなります。	—	○	—	—	—	—	22	
	「エコカー割引」の改定	エコカーとエコカー以外とで事故リスクに大きな差がないことから、保険契約者間の公平性を保つために「エコカー割引」の割引率を「3%」から「1.5%」に縮小します。	○	○	—	—	—	—	24	
	「運転者限定特約」の改定	「運転者限定特約」の割引率を以下のとおり改定します。		○	○	—	—	—	—	25
		対象	改定の内容							
		THE クルマの保険	「運転者限定特約」の割引率を、「運転者限定特約」の限定する運転者の範囲ごとに、「運転者年齢条件特約」の区分および保険期間の初日(長期契約の場合は各保険年度の初日)時点における記名被保険者の年齢に応じた割引率に改定します。							
	SGP	「運転者限定特約」の割引率を改定します。								
「運転代行受託自動車保険特約(AB)」の料率改定	SGPの保険料率を準用しているため、料率改定を行います。	—	—	○	—	—	—	—		
「特定試験使用自動車保険特約(仮番号方式)(H6)」の料率改定	SGPの保険料率を準用しているため、料率改定を行います。	—	—	○	—	—	—	—		



# 2026年1月改定項目のまとめ

区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライパー	乗るピタ!	UGOKU	参照ページ
商品・取扱規定の改定	代車関連特約およびロードアシスタンス関連特約の改定	「代車等諸費用特約」および「ロードアシスタンス事業用特約」の対象から宿泊費用・移動費用・引取費用を削除し、「ロードアシスタンス特約」の補償対象として、宿泊費用・移動費用・引取費用を追加します。 この改定に伴い、関連特約を含めて特約名称を変更します。併せて、宿泊費用保険金の限度額を「1回の事故につき、被保険者1名あたり2万円」へ引き上げます。	○	○	—	—	—	—	28
	「ロードアシスタンス等諸費用特約」の一部用途車種における補償拡大	「ロードアシスタンス等諸費用特約」について、用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車の場合であっても、盗難による損害を補償対象とします。	○	○	—	—	—	—	—
	「ロードアシスタンス等諸費用特約」の普通保険約款の車両条項における引取費用の明確化	自動セットの特約である「ロードアシスタンス等諸費用特約」により引取費用が補償されることになるため、普通保険約款車両条項における引取費用は車両盗難後に発見された場合の引取費用のみを補償対象とするよう改定し、あわせて費用名称を「盗難引取費用」へ変更します（「リースカーの車両費用特約」も同様の改定を実施します。）。	○	○	—	—	—	—	—
	ロードアシスタンス利用規約における制限レッカーの条件を改定	限度額無制限のレッカーけん引サービスの適用条件を「専用デスクに事前に連絡があり、当社が指定した修理工場等」から、「お客さまが指定した修理工場等」へ改定します。 <sup>※1</sup> また、「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした契約は、レッカーけん引費用 <sup>※2</sup> が15万円を超える部分をロードアシスタンス(サービス)から限度額無制限のレッカーけん引サービスが適用とします。 <sup>※1</sup> お客さまから専用デスクへ事前に連絡があり、お客さま指定の修理工場等への搬送について専用デスクが承認する場合にかぎります。 <sup>※2</sup> 応急処置費用を含みます。 <b>(注) 本改定は保険期間の初日を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用します。</b>	○	○	—	—	○	—	31
	ロードアシスタンス利用規約における放置車両への対応を追記	ロードアシスタンスのサービス規約について、レッカーけん引後に所有者から長期間、車両搬送先の連絡をいただけない場合にサービス実施者の判断で保管場所を変更することが可能となるように、以下の規定を追加します。 「サービス実施者がレッカーけん引の実施後、契約自動車を一時保管している場合で、保管を開始した日からその日を含めて10日以内に利用対象者から搬送先の連絡がないときは、サービス実施者は保管場所を変更できるものとします。」	○	○	—	—	○	—	—
	「ロードアシスタンス事業用特約」セット時のサービス範囲を変更	「ロードアシスタンス事業用特約」をセットしたフリート契約において、レッカーけん引費用が15万円を超える部分は「ロードアシスタンス事業用特約」からのお支払いとなるためフリート損害率に算入していましたが、レッカーけん引費用の限度額が無制限となる条件を満たした場合は、ロードアシスタンスサービスによるお支払いとなるよう利用規約を改定し、フリート損害率に算入しないこととします。 <b>(注) 本改定は保険期間の初日を問わず、2026年1月1日以降に発生した事故・故障等に適用します。</b>	—	○	—	—	—	—	31
	「故障運搬時車両損害特約」の保険金額の引下げ	直近の保険金支払状況を踏まえ、限度額を「車両保険金額または100万円のいずれか低い金額」から「車両保険金額または30万円のいずれか低い金額」へ変更します。	○	○	—	—	—	—	34



5

# 2026年1月改定項目のまとめ



区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライ パー	乗る ピタ!	UGOKU	参照 ページ
商品・ 取扱規定の 改定	「故障運搬時車両損害特約」の第3条(修理費に関する特則)の約款記載内容を変更	補償対象となる故障損害が生じた対象部品の修理に付随して消耗部品や油脂等の交換または補充が必要となる場合に限り、その消耗部品や油脂等の交換費用等を補償対象とします。本改定に伴い、本特約第3条(修理費に関する特則)の約款記載内容を変更します。 <b>(注)本改定は保険期間の初日を問わず、2026年1月1日以降に発生した故障に適用します。</b>	○	○	—	—	—	—	35
	「故障運搬時車両損害特約」の約款において、EV等バッテリーが免責であることを明確化	第3条(修理費に関する特則)で修理費に含まない旨を規定している「バッテリー」について、分かりやすさの観点から電気自動車の駆動バッテリーをバッテリーに含むことを明確化します。	○	○	—	—	—	—	35
	「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」の廃止	事務手続きの簡素化のため、「ノンフリート多数割引の適用に関する確認書」を廃止します。ただし、ノンフリート多数割引を適用する契約を複数証券で引き受ける場合は、代表証券番号とそれに紐づく契約を確認する必要があります。そのため、代表証券番号欄と台数欄には引き続き入力が必要です。また、ノンフリート多数割引に関するモニタリング(ToDoリストの配信)は引き続き行います。	○	○	—	—	—	—	37
	「全車両一括特約条件書」の提出不要化	2024年5月1日以降保険始期契約において、「全車両一括特約条件書」※は保険設計画面での入力に加え、必要書類としての提出(電子化可能)も必要でしたが、原簿保管含め会社提出は不要とし、保険設計画面での入力のみとします。 ※以下の条件書についても「全車両一括特約条件書」と同様とします。 ・管理請負自動車保険特約条件書 ・全車両包括特約条件書 <b>(注)本改定は2025年10月7日(火)のシステムリリース以降に保険設計・計上を行う契約について、保険期間の初日を問わず適用します。</b>	—	○	—	—	—	—	38
	普通保険約款<別表3>損害額算定基準の改定	普通保険約款に定める<別表3>「損害額算定基準」のうち「第2 後遺障害による損害 2. 精神的損害」の後遺障害等級別の金額を引き上げます。また、「父母、配偶者または子のいずれかがいる場合」と「それ以外」とで金額を区分していましたが、区分しないこととします。 <b>(注)BAPは、普通保険約款ではなく、人身傷害特約を改定します。</b>	○	○	○	○	○	○	39
	ドライバー保険の販売終了	新規契約は、2026年1月1日以降保険始期契約から販売を終了します。 更改契約は、2027年1月1日以降保険始期契約から販売を終了します。	—	—	—	○	—	—	40
	UGOKUの販売終了	新規契約は、2026年1月1日以降保険始期契約から販売を終了します。 更改契約は、2026年4月1日以降保険始期契約から販売を終了します。	—	—	—	—	—	○	41



5

# 2026年1月改定項目のまとめ



区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライ バー	乗る ピタ!	UGOKU	参照 ページ
商品・ 取扱規定の 改定	BAPの確定保険料方式への改定	「概算保険料・毎月通知・期末確定精算方式」、「概算保険料・期末確定精算方式」および「毎月通知・毎月精算方式」で引き受けていた以下の特約を、「確定保険料方式」に改定します。 ・整備受託自動車保険特約(受託台数方式)[A2] ・タクシー代行受託自動車保険特約[BE] ・販売用・陸送自動車等自動車保険特約－対象自動車を販売用自動車とする場合[B6] ・販売用・陸送自動車等自動車保険特約－対象自動車を販売用自動車以外の自動車とする場合[BD] ・特定試験使用自動車保険特約(台数方式)[H5] ・特定試験使用自動車保険特約(仮番号方式)[H6]	—	—	○	—	—	—	53
		確定保険料方式への改定に伴い、以下の特約を改廃します。 ・販売用自動車保険特約(車両保険あり)[B2]および販売用自動車の保険料分割払特約[B3]を廃止します。 ・これに伴い、販売用自動車保険特約(車両保険なし)[B1]において、車両保険の引き受けを可能とし、特約名を販売用自動車保険特約[B1]に変更します。	—	—	○	—	—	—	53
		確定保険料方式に改定する特約において、最低保険料(6,000円)を設定します。	—	—	○	—	—	—	53
		確定保険料方式に改定する特約において、解除時に既に払い込まれた保険料は返還しない規定を削除します。	—	—	○	—	—	—	—
	確定保険料方式への改定に伴い、BAPの基準手数料率を一律「13.1%」とします。	—	—	○	—	—	—	53	
BAPの一部特約の新規引受停止	以下の特約の新規引受を停止します。 ・販売用自動車の特定危険のみ特約(在庫通知方式)[B0] ・展示自動車の火災盗難のみ特約[B5] ・販売用自動車の火災・盗難等危険限定特約[BJ] ・販売用自動車の対人賠償上乗せ特約[C2] ・販売用自動車の対物賠償上乗せ特約[C3]	—	—	○	—	—	—	53	



5

2026年1月改定項目のまとめ



区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライ バー	乗る ピタ!	UGOKU	参照 ページ
商品・ 取扱規定の 改定	保険期間の途中で新設・閉鎖された工場等における保険料の追加領収・返還の廃止	<p>保険期間の途中で、以下の特約の工場等が新設・閉鎖された場合の変更計上を不要とし、保険料の追加領収・返還も不要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備受託自動車保険特約(従事者数方式)[A1]の整備工場</li> <li>整備受託自動車保険特約(受託台数方式)[A2]の整備工場</li> <li>サービス・ステーション受託自動車保険特約[A3]のサービス・ステーション</li> <li>駐車場受託自動車保険特約[A4]の駐車場</li> <li>オートオークション受託自動車保険特約[A5]の会場</li> <li>電装業者等受託自動車保険特約[A6]の工場</li> </ul>	-	-	○	-	-	-	53
	保険料算出基礎の変更計上の不要化	<p>以下の特約の保険料算出基礎が変更になった場合、保険料の追加領収・返還は行わずに変更計上することとしていましたが、この変更計上を不要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備受託自動車保険特約(従事者数方式)[A1]の整備従事者数</li> <li>サービス・ステーション受託自動車保険特約[A3]の従業員数または給油基数</li> <li>駐車場受託自動車保険特約[A4]の最高保管可能台数</li> <li>オートオークション受託自動車保険特約[A5]の最高保管可能台数</li> <li>電装業者等受託自動車保険特約[A6]の従事者数</li> <li>販売用自動車保険特約[B1]の総従業員数または自動車販売業務従事者数</li> </ul>	-	-	○	-	-	-	
	タクシー代行受託自動車保険特約[BE]に対物全損時修理差額費用特約をセットする場合の営業店照会不要化	<p>タクシー代行受託自動車保険特約[BE]に「対物全損時修理差額費用特約」をセットする場合、計算ツール上で試算可能とし、営業店への照会を不要とします。</p>	-	-	○	-	-	-	-
	無過失事故の特則の適用拡大	<p>無過失事故の特則の適用対象特約に「車両積載動産特約」と「休車費用特約」を追加します。 被害事故等で無過失事故の特則を適用して保険料を支払う場合、「車両積載動産特約」と「休車費用特約」は不適用としていましたが、適用対象とすることでノーカウント事故として取り扱います。</p>	○	○	-	-	-	-	-
	「ファミリーバイク特約」における「原動機付自転車」の定義の変更	<p>原動機付自転車の定義を「道路運送車両法で定める原動機付自転車」としていましたが、「用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である車両」へ変更します。</p>	○	○	-	-	-	-	-
	個人事業主(または法人)から法人(または個人事業主)への記名被保険者の変更時の確認資料取付ルールの簡素化	<p>個人事業主(または法人)から法人(または個人事業主)への記名被保険者の変更時に確認資料を取り付けていましたが、契約自動車在同一であることを確認することで確認資料の取付けは不要とします。 <b>(注)2026年1月1日以降を変更日とする変更処理を対象とします。</b></p>	○	○	-	-	-	-	-
	事業譲渡(営業譲渡)による記名被保険者変更時の確認資料取付ルール変更	<p>事業譲渡(営業譲渡)による記名被保険者変更時に、ノンフリートは、確認資料にて自動車を含む資産が譲渡されていることを確認していましたが、譲渡の事実が確認できれば、確認資料の取付けは不要とします。 <b>(注)2026年1月1日以降を変更日とする変更処理を対象とします。</b></p>	○	○	-	-	-	-	-



5

# 2026年1月改定項目のまとめ



区分	項目	概要	THE	SGP	BAP	ドライ バー	乗る ピタ!	UGOKU	参照 ページ
商品・ 取扱規定の改定	中途更改に伴う現存契約の解約時における計算方法の改定	ドライバー保険の新規販売停止に伴い、THE クルマの保険またはSGPの契約を中途更改する際に日割解約を行う「普通保険約款の変更」の対象となる普通保険約款からドライバー保険を削除します。 <b>(注)2026年1月1日以降を変更日とする変更処理を対象とします。</b>	○	○	—	—	—	—	—
	記名被保険者名変更時の確認資料の変更	記名被保険者名が個人の場合の記名被保険者名変更において、変更事由が「本人の改姓・改名」時のみに、「戸籍謄本・抄本・附票等」を確認資料とすることを可能としていましたが、他の確認資料が取り付けられない場合で本人の了承が得られた場合にかぎり、他の変更事由にも拡大します。本籍・国籍等のセンシティブ情報が記載されている場合はそれを見えないようにしたうえで提出します。 <b>(注)2026年1月1日以降を変更日とする変更処理を対象とします。</b>	○	○	—	—	—	—	—
	免許更新年月の入力必須化	THE クルマの保険の場合で免許証色がブルーまたはグリーンの場合、次回免許更新年月は任意入力でしたが、これを必須入力とします。 記名被保険者が免許証を持たない場合、国際運転免許証保持者等「次回免許年月」を入力しないことが正当な場合は「その他特定・特約コード」欄に「D18」を入力してください。	○	—	—	—	—	—	—